

特定調達物品等の表示の 信頼性確保に関するガイドライン

(平成 23 年2月版)



はじめに

環境物品等（環境の負荷の低減に資する物品、サービス）を優先的に購入する、いわゆる「グリーン購入」の拡大は、環境物品等への需要の転換を通じて、持続可能な社会の構築を図るための有効な手段と考えられています。我が国では、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が施行され、経済社会的に購入者としての大きな地位を占める国等の各機関に対し、調達すべき環境物品等の品目（特定調達品目）とその判断の基準が示されています。

環境物品等の製造事業者等（輸入・販売業者を含む）は、グリーン購入法に基づいて定められた特定調達品目ごとの判断の基準に適合する旨を表示して「特定調達物品等」を市場に供給しています。その表示内容を裏付ける合理的な根拠を欠く場合、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第4条第1項が規制している不当表示（優良誤認）となるおそれがあります。この規定に基づいて、平成20年4月25日に公正取引委員会が製紙会社8社に対して排除命令を行いました。

特定調達物品等である旨を表示する事業者による合理的根拠の確保に関する明確な指針がなかったことから、環境省では平成21年度から特定調達物品等である旨の表示の信頼性確保のための手法のあり方について検討を実施し、今般、本ガイドラインをとりまとめました。

製造事業者等及び業界団体の皆さまには、このガイドラインの内容を基本として活用し、自らが関わる特定調達品目ごとの具体的な確認手法等を詳細に検討し、信頼性確保のための自主的な取組を推進するようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、特定調達物品等に関する信頼性確保の取組の進展等を踏まえ、今後必要に応じて見直すこととしております。

目次

はじめに

1. 総則	1
1.1. 信頼性確保ガイドライン策定の目的	1
1.2. 環境表示ガイドラインとの関係	2
1.3. 主な用語の定義と解説	3
1.3.1. グリーン購入法等の主な用語	3
1.3.2. グリーン購入法基本方針の「判断の基準」への適合に関する主な用語	11
1.4. 信頼性確保ガイドラインの対象	13
1.4.1. 信頼性確保ガイドラインの対象となる品目	13
1.4.2. 信頼性確保ガイドラインの対象となる事業者	14
2. 特定調達物品等の製造事業者等に求められる取組	15
2.1. 一般原則	15
2.1.1. 検証可能性の確保	15
2.1.2. 自主的取組による「判断の基準」への適合の確認	17
2.1.3. 第三者機関による認証の取り扱い	18
2.2. 製造事業者求められる取組	19
2.2.1. 「判断の基準」への適合の確認と文書化	19
2.2.2. 「判断の基準」への適合の表示	26
2.2.3. 問合せへの対応	30
2.3. 販売・輸入事業者求められる取組	33
2.3.1. 「判断の基準」への適合の確認と表示	33
2.3.2. 製品テストによる検証	34
2.4. 原材料・部品提供事業者求められる取組	35
3. 関係者の対応	36
3.1. 購入者の対応	36
3.2. 認証者・情報提供者の対応	37
4. 付属資料	38
4.1. グリーン購入法（条文）	38
4.2. グリーン購入法基本方針（個別品目の判断の基準を除く）	43
4.3. 特定調達品目の判断の基準の概要（品目群ごと）	48
4.3.1. 紙類	48
4.3.2. 文具類	49
4.3.3. オフィス家具等	51
4.3.4. OA 機器	52
4.3.5. 移動電話（携帯電話、PHS）	57
4.3.6. 家電製品	58
4.3.7. エアコンディショナー等	59
4.3.8. 温水器等	60
4.3.9. 照明	60

4.3.10.	自動車等	62
4.3.11.	消火器	63
4.3.12.	制服・作業服（制服、作業服、帽子）	63
4.3.13.	インテリア・寝装寝具	64
4.3.14.	作業手袋	65
4.3.15.	その他繊維製品	65
4.3.16.	設備	66
4.3.17.	防災備蓄用品	67
4.3.18.	印刷（役務）	68
4.4.	特定調達品目の判断の基準とエコマーク認定基準の関係	69
4.5.	関連 ISO/JIS 規格の概略	74
4.6.	不実証広告ガイドラインの概略	75
4.7.	古紙配合品調査手法の解説	76
4.8.	再生プラスチック配合品調査手法の解説（樹脂種類別）	97

1. 総則

1.1. 信頼性確保ガイドライン策定の目的

特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン(以下、「信頼性確保ガイドライン」という。)は、グリーン購入法に基づいて国等が調達する特定調達物品等¹の表示の信頼性確保に関して、特定調達物品等の製造事業者等²に求められる取組及び関係者³の対応を明らかにしたものです。

環境表示の信頼性は、一般に、当該物品等が環境配慮に関する基準(特定調達物品等であれば、基本方針に定める「判断の基準」)を実際に満足するとともに、当該物品等に付されている表示とその表示が意味する環境性能とが一致していることにより確保されます。また表示におけるシンボルの使用、用語の選択、誤解を招かない表現、情報提供項目、表示内容の確認手段等、環境表示そのものの適切さも重要です。これをまとめると、環境物品等の表示の信頼性確保は、基準への「適合の適切な担保」と、これを前提とした、「適正な環境表示」の2つに分けて考えることができます。このうち、「適正な環境表示」については、「環境表示ガイドライン」⁴に必要な取組がまとめられています。

特定調達物品等の製造事業者等が「信頼性確保ガイドライン」と「環境表示ガイドライン」を併用し、自主的な取組を推進することにより、グリーン購入法に基づく特定調達物品等の表示の信頼性確保・向上に資することが期待されます。

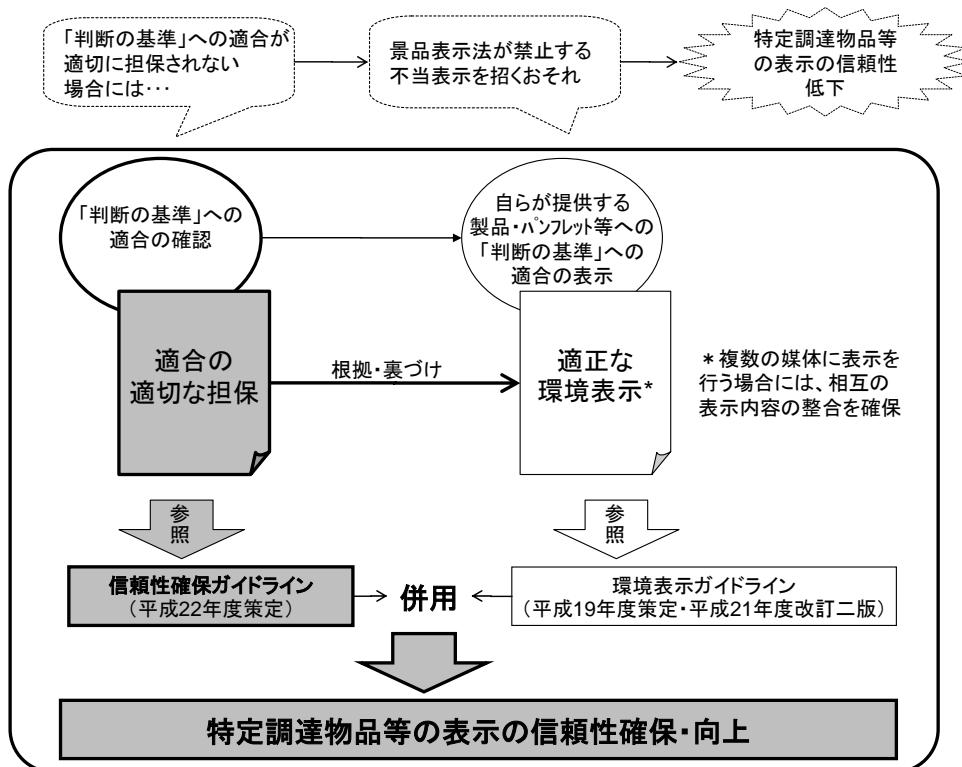


図1 「信頼性確保ガイドライン」策定の背景と目的

1 「特定調達物品等」：グリーン購入法基本方針に定める特定調達品目ごとの「判断の基準」を満たす環境物品等(物品等：物品及び役務)。環境物品等の定義については4ページを参照。

2 「製造事業者等」：物品の製造・輸入・販売事業者、役務の提供事業者。

3 「関係者」：国等の購入者、認証者・情報提供者。

4 環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html>) より入手可能。

1.2. 環境表示ガイドラインとの関係

「環境表示ガイドライン」は、広範な対象（環境表示を行う事業者及び事業者団体、また、製品等に関して認定（認証）を行う第三者機関等）を想定し、JIS Q 14020 及び 14021 規格⁵による環境ラベル及び宣言の要求事項を基本に、独自の要求事項を加味した環境表示の要件をまとめています。

一方、「信頼性確保ガイドライン」は、この「環境表示ガイドライン」の対象のうち、グリーン購入法に基づく調達に関連する表示を対象に、JIS Q 17050 規格⁶を参考に、グリーン購入法基本方針に定める「判断の基準」への適合の確認のための原則、手順等をまとめています。

国等に対し特定調達物品等を提供する製造事業者等には、特定調達物品等の表示の信頼性確保のために、「信頼性確保ガイドライン」と「環境表示ガイドライン」を併用し、「検証可能で、正確で、誤解を招かない」⁷環境表示に取り組むことが求められます。

なお、国等に対し特定調達物品等を提供しない製造事業者、団体等でも、消費者等に対する環境物品等の適切な環境表示の基礎として、同様の取り組みを実施することが望まれます。

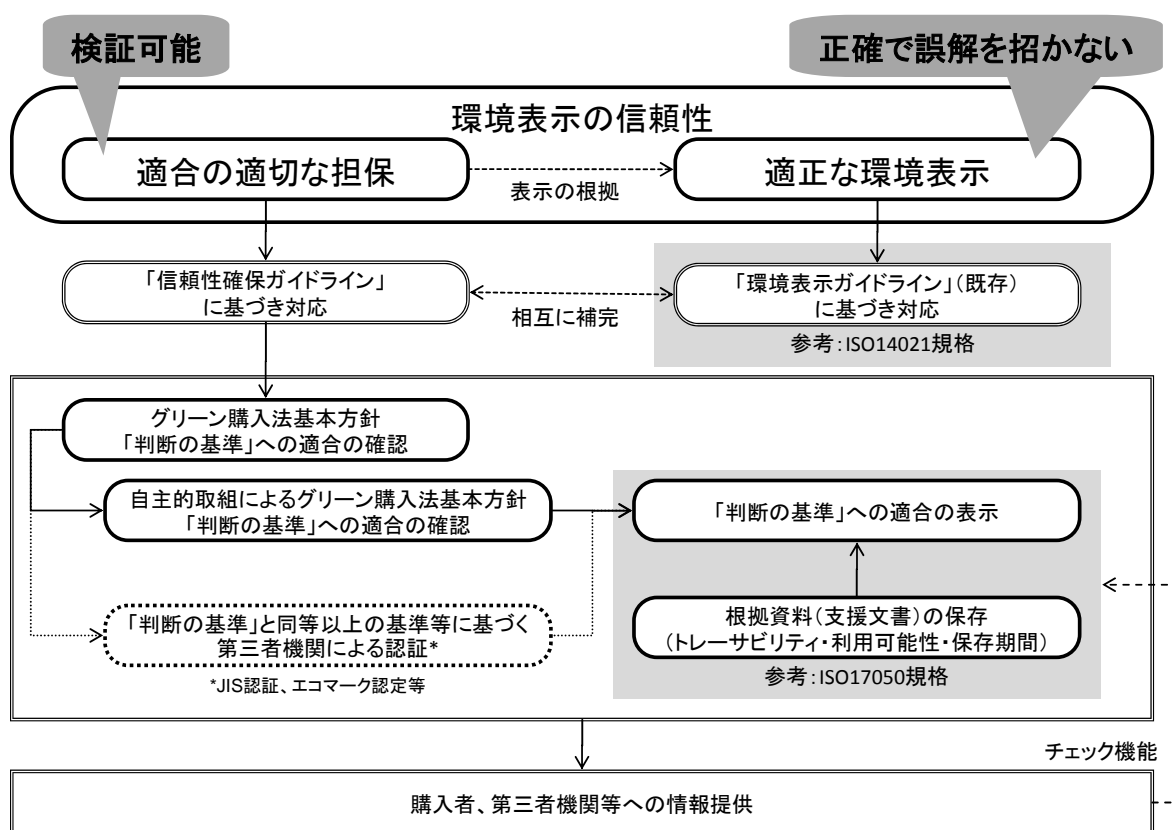


図2 「信頼性確保ガイドライン」と「環境表示ガイドライン」との関係

⁵ JIS Q 14021:2000 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示）

⁶ JIS Q 17050-1:2005 適合性評価—供給者適合宣言—第1部：一般要求事項、及びJIS Q 17050-2:2005 適合性評価—供給者適合宣言—第2部：支援文書

⁷ JIS Q 14021:2000 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示） 第4項（自己宣言による環境主張の目的）：「環境ラベル及び宣言が全体として目指すところは、製品の環境側面に関して、「検証可能で、正確で、誤解を招かない」情報のコミュニケーションを通じて、環境負荷の少ない製品の需要と供給とを促進し、それによって市場主導の継続的な環境改善の可能性を喚起すること」（下線は引用者による）。

1.3. 主な用語の定義と解説

「信頼性確保ガイドライン」を活用する上で重要な用語について、定義と解説を記載しました。

1.3.1. グリーン購入法等の主な用語

● グリーン購入法

グリーン購入とは、「購入の必要性を十分に考慮し、品質、価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品、サービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入すること」です。

グリーン購入法⁸は、国等の各機関が率先して「環境負荷の低減に資する製品・サービス」（環境物品等）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することで需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会形成の推進を目指しています。

また、地方公共団体、事業者、国民に対しても、それぞれが可能な限り環境物品等を選んでいくよう努力することなども定めており、社会全体でのグリーン購入の推進を求めています。

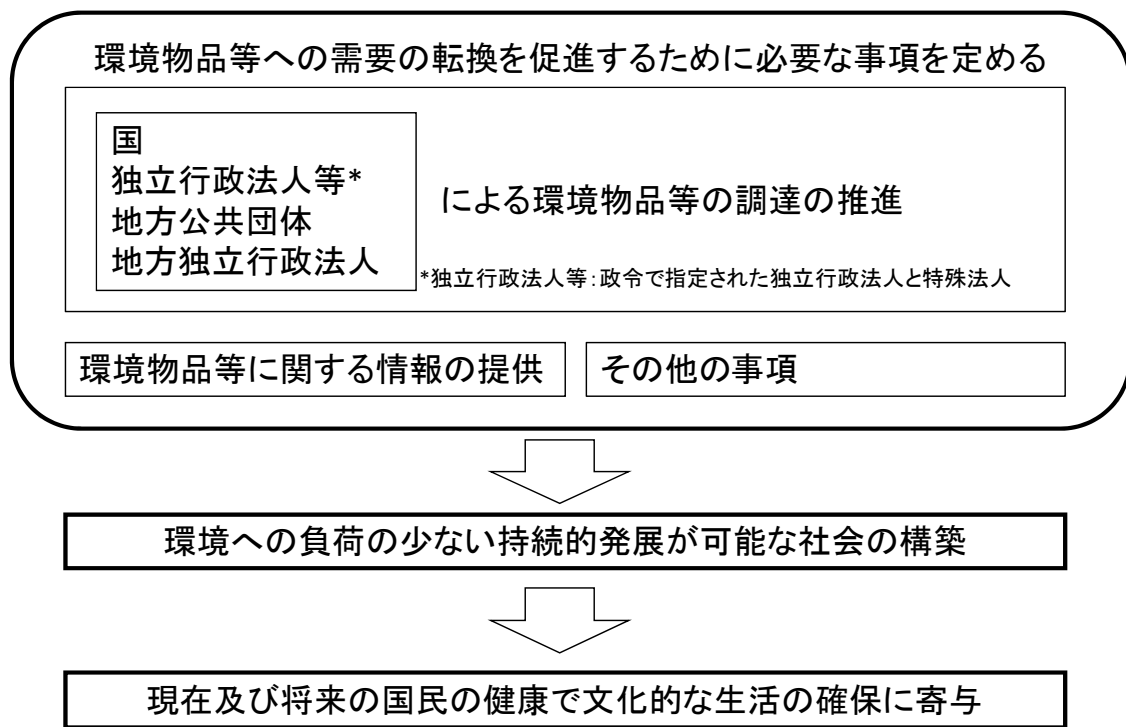
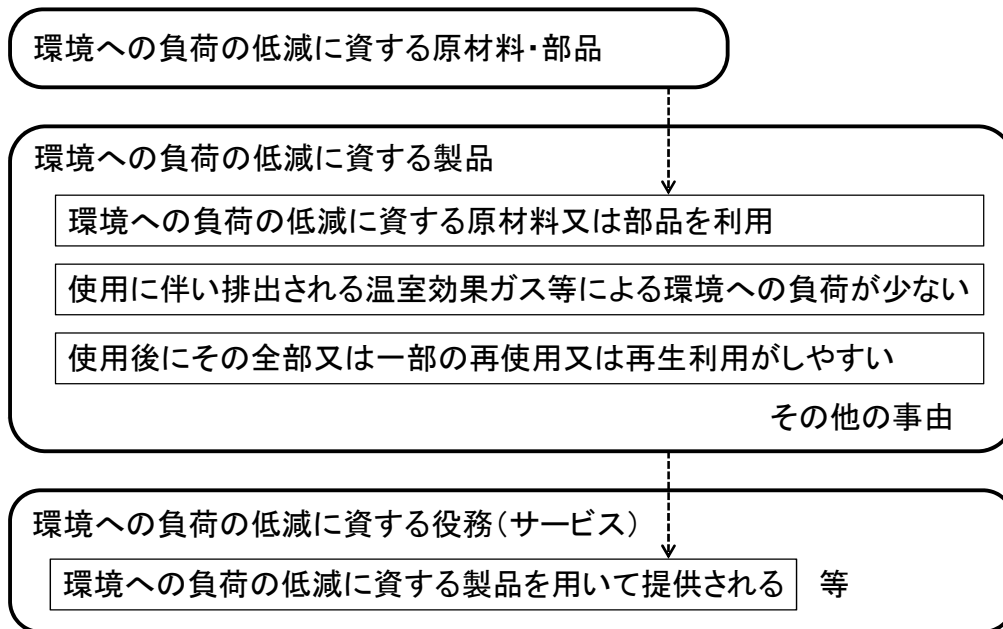


図 3 グリーン購入法の目的

⁸ グリーン購入法の正式名称：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

● 環境物品等

「環境負荷の低減に資する製品・サービス」を、グリーン購入法では「環境物品等」といいます。
具体的には、環境への負荷の低減に資する①原材料・部品、②製品、③役務（サービス）のことをいいます。



※「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの

図 4 環境物品等の概念

● 環境物品等の調達に関する義務・責務

① 国等の各機関（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）：

「環境物品等の調達に関する基本方針」（基本方針）に即して、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）の作成・公表、調達の推進、調達実績のとりまとめ等を行わなければなりません。

② 地方公共団体・地方独立行政法人：

毎年度、調達方針を作成し、これに基づいて調達を推進するよう努めるものとされています（努力義務）。

③ 事業者及び国民：

物品の購入・借り受け、役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとされています（一般的責務）。

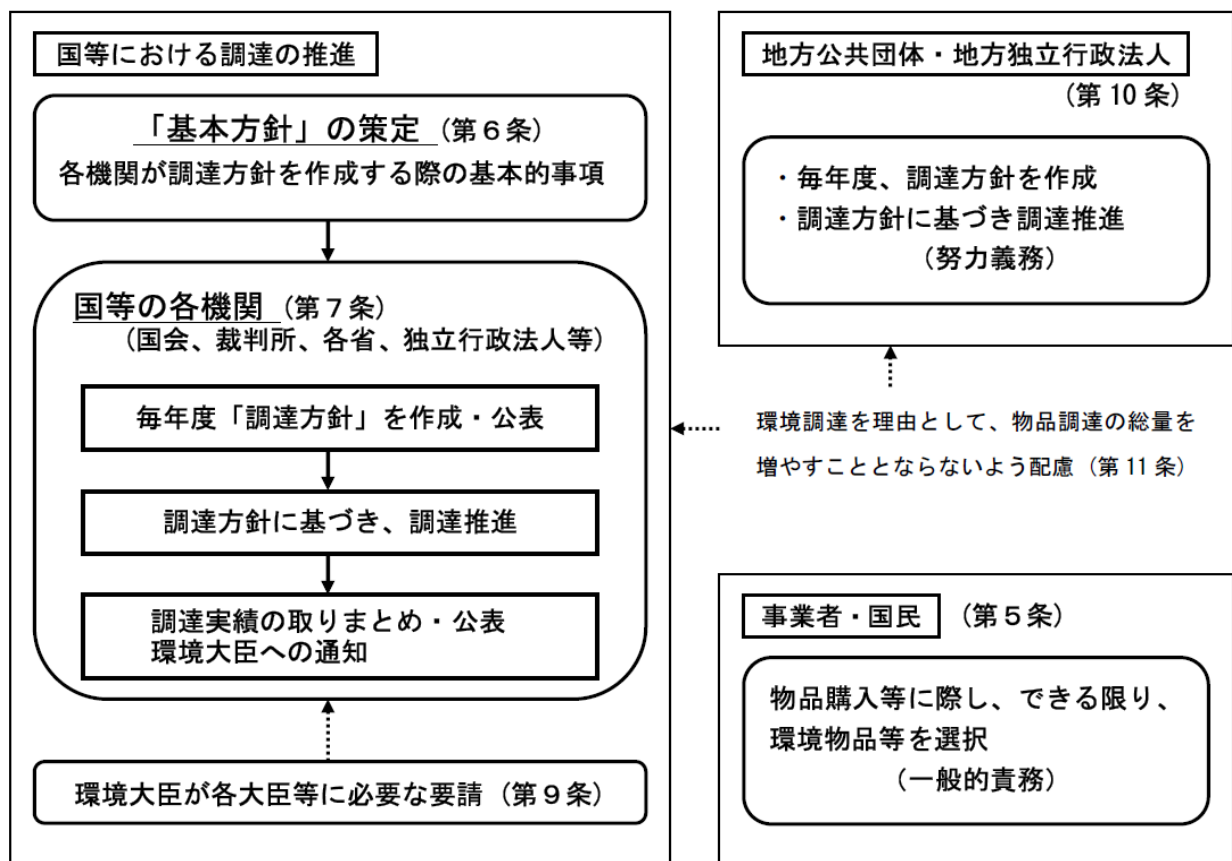


図 5 環境物品等の調達の推進に関する義務・責務

● 環境物品等の調達に関する基本方針（基本方針）と調達方針

「基本方針」とは、「国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向」等を定めるもので、環境大臣が各省各庁の長等と協議して案を作成し、閣議決定されます。

基本方針には、①国等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向、②国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等の調達の推進に関する基本的事項、③その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項が定められています。

基本方針は、新たな特定調達品目の追加、既存の特定調達品目の「判断の基準」の変更等に伴い、毎年度、一部が変更されています。最新の基本方針については、環境省のグリーン購入法ホームページ⁹から入手することができます。

表 1 「基本方針」の概要

項目		趣旨
国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向	環境物品等の調達推進の背景及び意義	<ul style="list-style-type: none"> ●国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これ呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要
	環境物品等の調達推進の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つ ●ライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要 ●調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的な使用等に努める
特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●判断の基準を満たす物品等について調達目標を設定 ●特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 ●特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直し、追加 ●公共工事については、強度・耐久性・機能・コスト等に留意
	各特定調達品目及びその判断の基準等	●別途規定
	特定調達物品等以外の環境物品等	●調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進
	調達の推進体制の在り方	●各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記
その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項	調達方針の適用範囲	●原則として、各機関のすべての内部組織に適用
	調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等	
	関係省庁等連絡会議の設置	
	職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施	
	環境物品等に関する情報の活用と提供	<ul style="list-style-type: none"> ●エコマークやエコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用 ●カーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考

「調達方針」とは、国等の各機関が、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達の推進を図るために作成する方針で、①特定調達物品等の当該年度における調達の目標、②特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標¹⁰、③その他環境物品等の調達の推進に関する事項を定めています。

⁹ グリーン購入法.net : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

¹⁰ 基本方針において、特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする、と定められています。

● 環境物品等、特定調達品目、特定調達物品等

環境物品等のうち、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類を「特定調達品目」といい、基本方針で、その「判断の基準」を定めています。判断の基準を満たす物品等を「特定調達物品等」といい、各機関では、毎年度、調達目標を設定し調達を推進します。

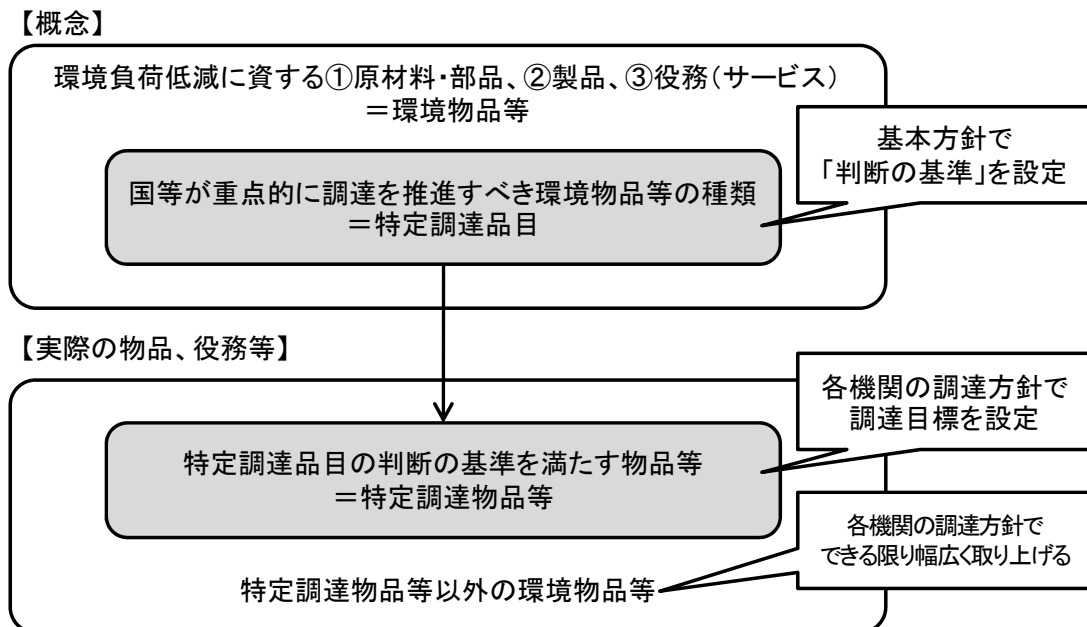


図 6 環境物品等、特定調達品目等、特定調達物品等の関係

● 現在の特定調達品目

平成 23 年度基本方針では、合計 261 品目の特定調達品目の判断の基準が定められています。特定調達品目は、大きく、紙類・文具類等の「物品」、再生骨材・高炉セメント等の「公共工事」、省エネルギー診断・印刷などの「役務」の 3 分野に分けられます。

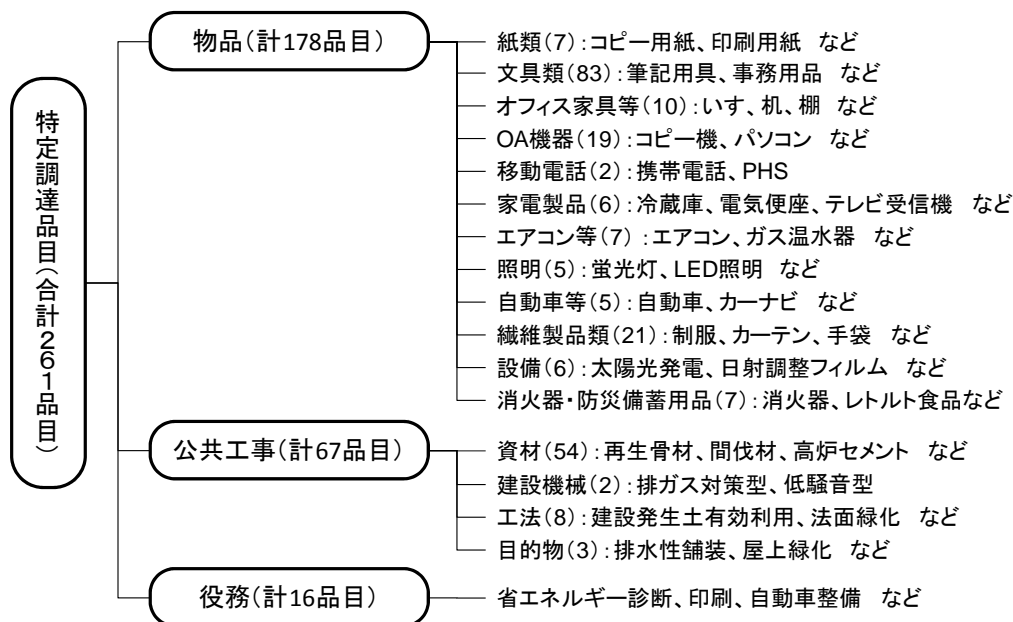


図 7 特定調達品目の分野と品目数

表 2 平成 23 年度基本方針における特定調達品目の一覧 (261 品目)

分野	特定調達品目		分野	特定調達品目			
	品目数	品目名称		品目数	品目名称等		
1 紙 類	7	コピー用紙	2 文 具 類 (続 き)	10	インデックス		
		フォーム用紙			パンチラベル		
		インクジェットカラープリンター用塗工紙			付箋紙		
		塗工されていない印刷用紙			付箋フィルム		
		塗工されている印刷用紙			黒板拭き		
		トイレトペーパー			ホワイトボード用イレーザー		
		ティッシュペーパー			額縁		
2 文 具 類	83	シャープペンシル	3 オ フ ィ ス 家 具 等	10	ごみ箱		
		シャープペンシル替芯			リサイクルボックス		
		ボールペン			缶・ボトルつぶし機(手動)		
		マーキングペン			名札(机上用)		
		鉛筆			名札(衣服取付型・首下げ型)		
		スタンプ台			鍵かけ		
		朱肉			チョーク		
		印章セット			グラウンド用白線		
		印箱			梱包用バンド		
		公印			4 O A 機 器	19	いす
		ゴム印					机
		回転ゴム印					棚
		定規					収納用什器(棚以外)
		トレー					ローパーティション
		消しゴム					コートハンガー
		ステープラー(汎用型)					傘立て
		ステープラー(汎用型以外)					掲示板
		ステープラー針リムーバー					黒板
		連射クリップ(本体)					ホワイトボード
		事務用修正具(テープ)					コピー機
		事務用修正具(液状)					複合機
		クラフトテープ					拡張性のあるデジタルコピー機
		粘着テープ(布粘着)					電子計算機
		両面粘着紙テープ					プリンタ
		製本テープ					プリンタ/ファクシミリ兼用機
		ブックスタンド					ファクシミリ
		ペンスタンド					スキャナ
		クリップケース					磁気ディスク装置
		はさみ			ディスプレイ		
		マグネット(玉)			シュレッダー		
		マグネット(バー)			デジタル印刷機		
		テープカッター			記録用メディア		
		パンチ(手動)			一次電池又は小形充電式電池		
		モルトケース(紙めくり用スポンジケース)			電子式卓上計算機		
		紙めくりクリム			トナーカートリッジ		
		鉛筆削(手動)			インクカートリッジ		
		OAクリーナー(ウエットタイプ)			掛時計		
		OAクリーナー(液タイプ)			プロジェクタ		
		ダストブロワー			5 移 動 電 話	2	携帯電話
		レターケース					PHS
		メディアケース)					
		マウスパッド			6 家 電 製 品	6	電気冷蔵庫
		OAフィルター(枠あり)					電気冷凍庫
丸刃式紙裁断機	電気冷凍冷蔵庫						
カッターナイフ	テレビジョン受信機						
カッティングマット	電気便座						
デスクマット	電子レンジ						
OHPフィルム	7 エアコンディショナー等	3	エアコンディショナー				
絵筆			ガスヒートポンプ式冷暖房機				
絵の具			ストーブ				
墨汁							
のり(液状)(補充用を含む。)	8 温 水 器 等	4	ヒートポンプ式電気給湯器				
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)			ガス温水機器				
のり(固形)			石油温水機器				
のり(テープ)			ガス調理機器				
ファイル							
バインダー							
ファイリング用品			9 照 明	5	蛍光灯照明器具		
アルバム	LED照明器具						
つづりひも	LEDを光源とした内照式表示灯						
カードケース	蛍光灯ランプ						
事務用封筒(紙製)	電球形のランプ						
窓付き封筒(紙製)	10 自 動 車 等	5	自動車				
けい紙			ETC対応車載器				
起案用紙			カーナビゲーションシステム				
ノート							
タックラベル							

表 2 平成 23 年度基本方針における特定調達品目の一覧 (261 品目) (続き)

分野	特定調達品目		分野	特定調達品目	
	品目数	品目名称		品目数	品目名称等
10 自動車等 (続き)	1	乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	18 公共工事 (続き)	16	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
11 消火器	1	消火器			高日射反射率塗料
12 制服・作業服	3	制服 作業服 帽子			高日射反射率防水
					再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)
					再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)
13 インテリア・寝装寝具	10	カーテン 布製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゆうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス			パークたい肥
					下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)
					環境配慮型道路照明
					再生プラスチック製中央分離帯ブロック
					陶磁器質タイル
					断熱サッシ・ドア
					製材
					集成材
					合板
					単板積層材
14 作業手袋	1	作業手袋			フローリング
15 その他繊維製品	7	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ			パーティクルボード
					繊維版
					木質系セメント板
					ビニル系床材
			断熱材		
			照明制御システム		
			変圧器		
16 設備	6	太陽光発電システム 太陽熱利用システム 燃料電池 生ゴミ処理機 節水機器 日射調整フィルム	吸収冷温水機		
			氷蓄熱式空調機器		
			ガスエンジンヒートポンプ式空調和機		
			送風機		
			ポンプ		
			排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
17 防災備蓄用品	6	(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート及び一次電池) ペットボトル飲料水 アルファ化米 乾パン 缶詰 レトルト食品 非常用携帯燃料	自動水栓		
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
			水洗式大便器		
			再生材料を使用した型枠		
			<建設機械>		
			排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械		
18 公共工事	67	<資材> 建設汚泥から再生した処理土 土工用水砕スラグ 鋼スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 鋼スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 再生骨材等 間伐材 高炉セメント フライアッシュセメント エコセメント 透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗り塗料(重防食)	<工法>		
			低品質土有効利用工法		
			建設汚泥再生処理工法		
			コンクリート塊再生処理工法		
			路上表層再生工法		
			路上再生路盤工法		
			伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		
			泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
			<目的物>		
			排水性舗装		
			透水性舗装		
			屋上緑化		
			19 役務	16	省エネルギー診断
					印刷
					食堂
					自動車専用タイヤ更生
					自動車整備
					庁舎管理
					植栽管理
		清掃			
		機密文書処理			
		害虫防除			
		輸配送			
		旅客輸送			
		蛍光灯機能提供業務			
		庁舎等において営業を行う小売業務			
		クリーニング			
		飲料自動販売機設置			
			合計	19分野261品目	

● 環境物品等に関する情報の提供

グリーン購入法では、環境物品等に関する情報の提供について、下図のように定めています。

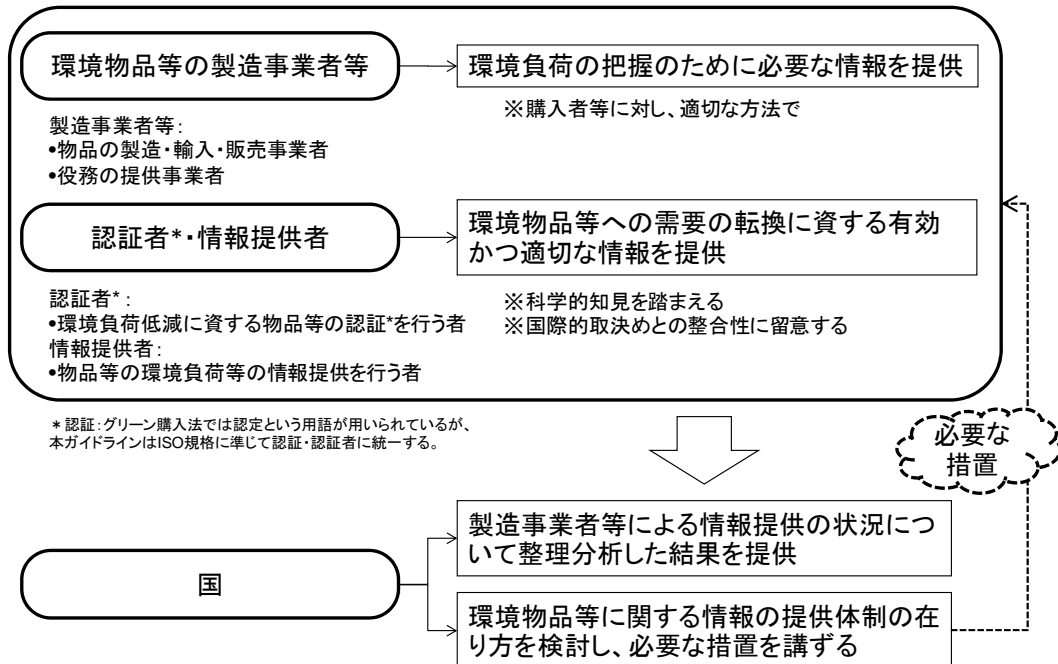


図 8 環境物品等に関する情報の提供

● 環境表示

「環境表示ガイドライン」では、環境表示について、内容、手法、媒体の側面から、下図のように定義しています。

特定調達物品等の表示は、下図では、環境表示の内容の①（製品、サービスの環境に配慮した点、環境保全効果等の特徴を説明した情報の表示）に該当します。

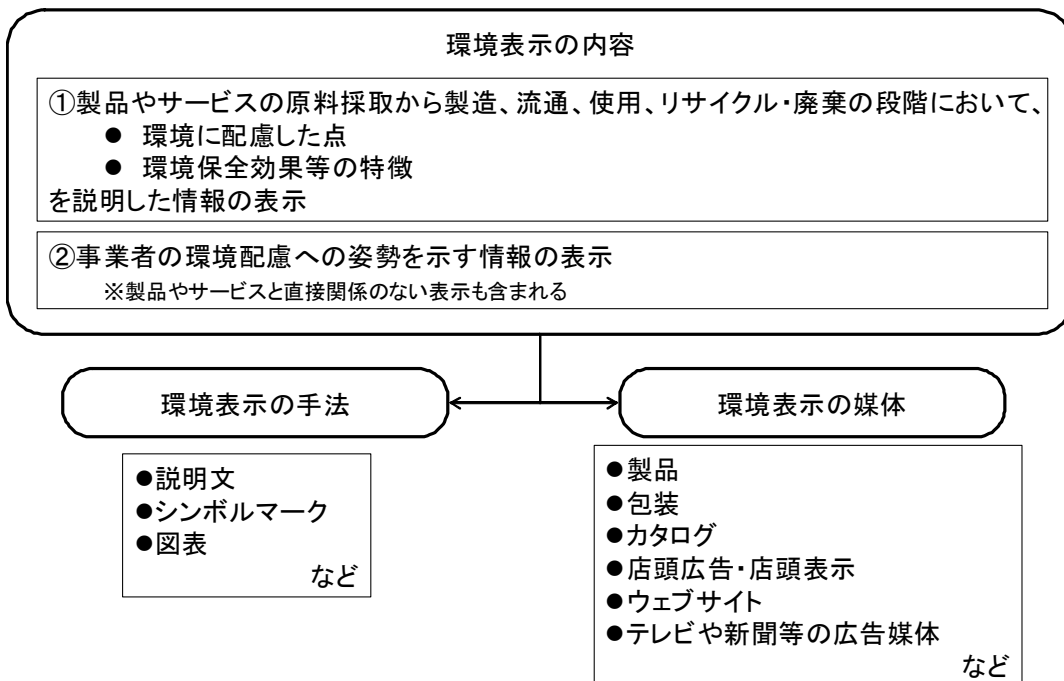


図 9 環境表示の内容、手法、媒体

1.3.2. グリーン購入法基本方針の「判断の基準」への適合に関する主な用語

● 「判断の基準」

基本方針に定められる特定調達品目の「判断の基準」とは、特定調達物品等であるための要件であり、主に以下の観点から検討・設定されています¹¹。

- ① 一般的事項を満足していること
 - ・ 品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される一般的事項を満足していること
 - ・ 環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること
- ② 環境負荷低減効果が確認できること
 - ・ 客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
 - ・ 数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

基本方針では、個々の特定調達品目について、「判断の基準」のほか、「配慮事項」、「備考」を定めています。「配慮事項」は、特定調達物品等であるための要件ではありませんが、さらに配慮することが望ましい事項です¹²。「備考」は、「判断の基準」または「配慮事項」の適用等に関する参考情報の記載です。

表 3 「判断の基準」等の概要

特定調達品目の規定の構成	規定の概要
1. 判断の基準	ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮したもの
	数値等の明確性が確保できる事項について設定したもの
	各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするもの
2. 配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが調達に当たってさらに配慮することが望ましい事項
	現時点で判断の基準として一律に適用することが適当ではなくても環境負荷低減上重要な事項
3. 備考	①対象範囲 判断の基準が対象とする物品等の範囲を規定
	②定義 使用されている用語の定義
	③試験方法等 試験方法や、測定方法を規定している参照先
	④調達者向けの留意点 (必要な場合)当該品目を調達する場合や使用、リサイクル、廃棄等の段階において、調達者が特に留意すべき内容
	⑤参照先等 必要な情報の参照先等
	⑥検証方法等 判断の基準等の確認方法や検証方法等
	⑦経過措置 市場における特定調達物品等の供給が十分でない場合、判断の基準の見直しに当たり、事業者の保有する在庫を考慮する必要がある場合等に一定期間の経過措置を設定

¹¹ 環境省「グリーン購入の調達者の手引き」より。なお、グリーン購入法は、国等の調達によって、環境負荷がより少ない物品等への需要の転換を図ることを目的としているため、以下に該当する品目は検討の対象外となっています。

- ・ 国等による調達がない、または、極めて少ないもの
- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

¹² 「信頼性確保ガイドライン」では、「判断の基準」への適合の確認と表示について記述していますが、「配慮事項」を満足していることを表示する場合も、「判断の基準」に準じた信頼性確保の取組を行うものとします。

● 「判断の基準」への適合の確認と表示

「判断の基準」は、特定調達物品等であるための要件であり、これに適合していなければ、製品、カタログ等に特定調達物品等であることを明示する等、「判断の基準」への適合を表示することはできません。

ただし、グリーン購入法そのものには、「判断の基準」への適合を確認するための手順等は定められていないため、特定調達物品等の製造事業者等では、自らが製造、輸入または販売する物品等の「判断の基準」への適合の確認を適切に行う必要があります。

このような、ある規定要求事項（特定調達物品等の場合は「判断の基準」）が満たされていることの実証を「適合性評価」¹³といい、JIS Q 17050 規格で詳細を規定しています。この「適合性評価」の結果、規定要求事項の充足が実証されたことを表明することを「証明」といい、特に物品等の提供者が自ら行う場合には「(供給者適合) 宣言」といいます。この宣言の目的は、宣言の対象となる製品・サービスが、「規定要求事項に適合しているという保証を与えること、並びにその適合及び宣言の責任者を明確にすること」¹⁴とされています。

そこで、「信頼性確保ガイドライン」では、JIS Q 17050 規格を参考に、特定調達物品等の製造事業者等が「判断の基準」への適合（JIS Q 17050 規格でいう規定要求事項の充足）の確認と、これに基づく「判断の基準」への適合の表示を適切に行うための原則、手順等を定めています。

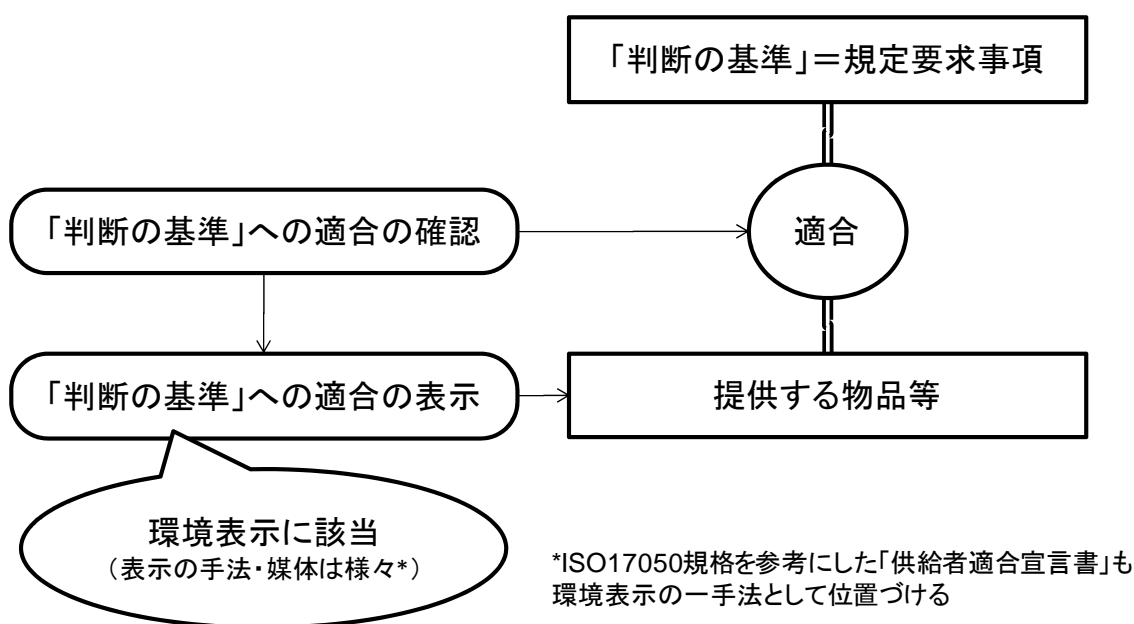


図 10 「判断の基準」への適合の確認と表示

¹³ JIS Q 17000:2005 適合性評価—用語及び一般原則 2.1 項「適合性評価」：製品、プロセス、システム、要員又は機関に関する規定要求事項が満たされていることの実証。

¹⁴ JIS Q 17050-1:2005 適合性評価—供給者適合宣言—第 1 部：一般要求事項 第 4 項

1.4. 信頼性確保ガイドラインの対象

1.4.1. 信頼性確保ガイドラインの対象となる品目

「信頼性確保ガイドライン」の対象は、グリーン購入法基本方針に定められている特定調達品目の判断の基準を満たす特定調達物品等です。

ただし、公共工事分野については、事業ごとの特性を踏まえて必要とされる強度等に留意¹⁵して調達する必要があるという特性があります。

また、役務分野については、提供されるものが労務、便益であって、判断の基準への適合の確認を物品と同様に行うことが困難と考えられます。

このため、「信頼性確保ガイドライン」では、公共工事・役務分野も含む全ての特定調達品目を対象に「判断の基準」への適合の確認等に関する一般原則（2.1）を定め、「判断の基準」の類型ごとの具体的な取組内容を規定（2.2～2.4）する対象としては、物品分野の特定調達品目と役務分野の印刷のみとしました¹⁶。

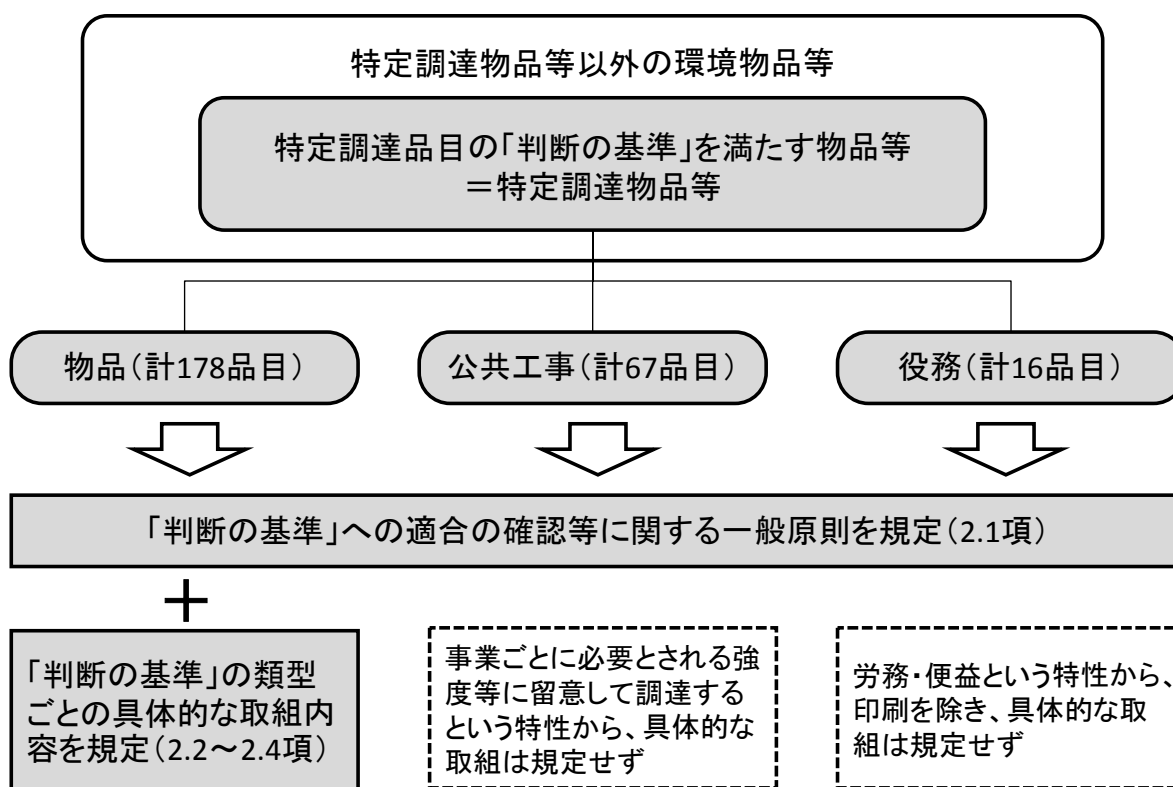


図 11 「信頼性確保ガイドライン」の対象となる品目

¹⁵ 基本方針に次のように規定：「公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長年にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。」

¹⁶ ただし、役務分野の印刷については、納入される印刷物ごとに「判断の基準」への適合を確認することが可能なため、具体的な取組内容を規定しました。

1.4.2. 信頼性確保ガイドラインの対象となる事業者

「信頼性確保ガイドライン」の対象となる事業者は、特定調達物品等の製造・輸入・販売を行う事業者（製造事業者等）です。

具体的には、国等への特定調達物品等の納入に係わる立場から、以下の3種類に分けて、特定調達物品等の表示の信頼性確保に求められる原則、必要な手順等を、第2章にまとめています。

- 特定調達物品等の製造事業者^{17,18}及びその団体
- 特定調達物品等の販売・輸入事業者及びその団体
- 特定調達物品等の製造事業者に原材料・部品を提供する事業者（原材料・部品提供事業者）及びその団体

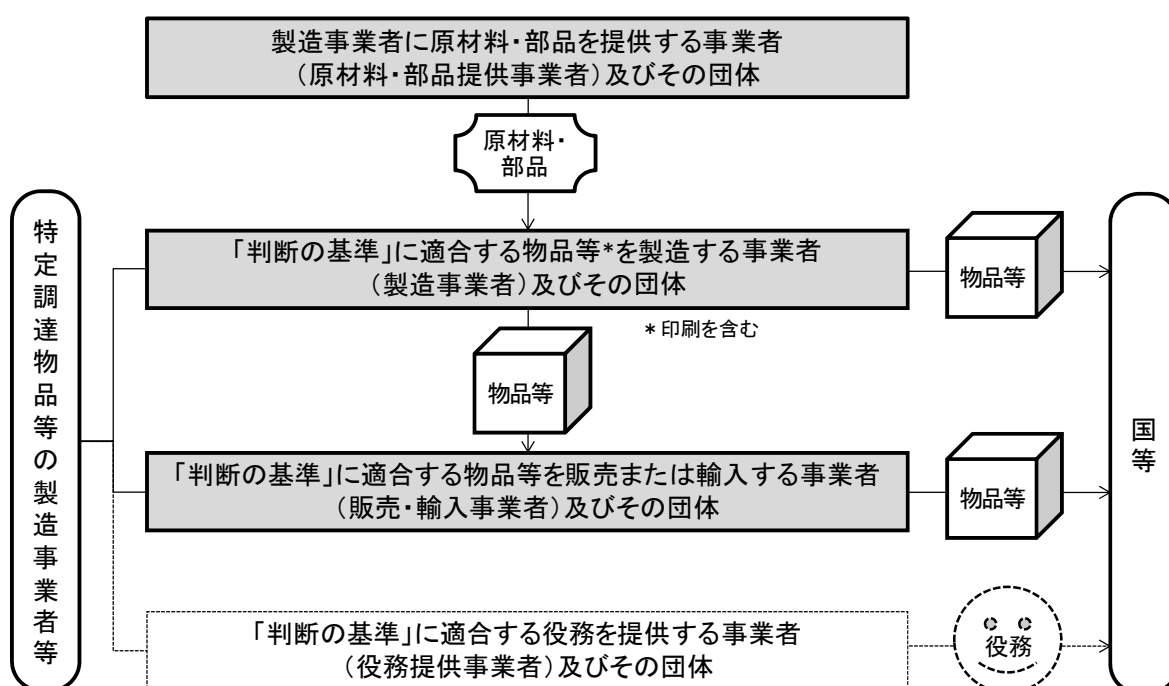


図 12 「信頼性確保ガイドライン」の対象事業者

なお、「信頼性確保ガイドライン」では、製造事業者等による信頼性確保の取組を前提とした、購入者¹⁹である国等、特定調達物品等の認定、情報提供を行う事業者等（認証者・情報提供者）の対応についても“3.関係者の対応”にまとめています。

¹⁷ 役務分野の印刷を含む

¹⁸ 製造事業者が自ら国等に特定調達物品等を納入する場合には、販売・輸入事業者としての立場を兼ねることになります。

¹⁹ 「信頼性確保ガイドライン」では、グリーン購入法に基づいて特定調達物品等の調達を行う国等の各機関を購入者と呼びます。

2. 特定調達物品等の製造事業者等に求められる取組

2.1. 一般原則

2.1.1. 検証可能性の確保

グリーン購入法基本方針では、「価格、品質などとともに環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つであること」を明記しています。

したがって、国等の各機関が調達方針に基づいて行う特定調達物品等の調達において、納入される物品等が「判断の基準」を満たす環境負荷低減効果を有することは、一般的に備わっていて当然の機能と考えられます。

特定調達物品等の製造事業者等は、この点を十分に考慮し、自らが製造する物品等はもちろんのこと、他の者の表示内容に関する説明を受けて販売または輸入する物品等についても、必ず「判断の基準」への適合の確認を行わなければなりません。また、「判断の基準」への適合を主張する製造事業者等は、「判断の基準」への適合の検証に必要なデータの評価及び提供に責任を持たなければなりません²⁰。

「判断の基準」への適合の状況は、購入者にとって、環境への負荷の把握のため必要な情報と考えられることから、グリーン購入法（第12条）では、「物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努める」ことと定められています。このことから、特定調達物品等の製造事業者等は、購入者である国等の各機関に対し、自らが製造、輸入または販売する物品等の「判断の基準」への適合の確認について、適切な情報提供を行う必要があります。こうした情報提供を通じて表示の検証可能性が確保され、特定調達物品等の表示の信頼性確保・向上につながると考えられます。

なお、「判断の基準」への適合に関して、不適切な表示、情報提供が行われた場合には、景品表示法²¹に基づく優良誤認の不当表示²²に該当する違反行為となるおそれがあります。景品表示法への違反行為に対しては、不当表示を行っていたことの公示、再発防止措置等の措置命令の対象になります。

²⁰ JIS Q 14021:2000 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示） 6.1項：主張者の責任 主張者は、自己宣言による環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供に責任をもたなければならない。同 6.5.1項：自己宣言による環境主張は、企業秘密情報を要せずに検証可能である場合だけ検証可能と見なされる。企業秘密情報によってだけ検証可能であるときは、主張を行ってはならない。

²¹ 景品表示法の正式名称：不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

²² 「実際はそうではないのに、自社の商品やサービスの品質や規格などが競争事業者のものよりも著しく優良であると消費者に誤認される表示」（消費者庁パンフレット「だから安心！景品表示法」より）

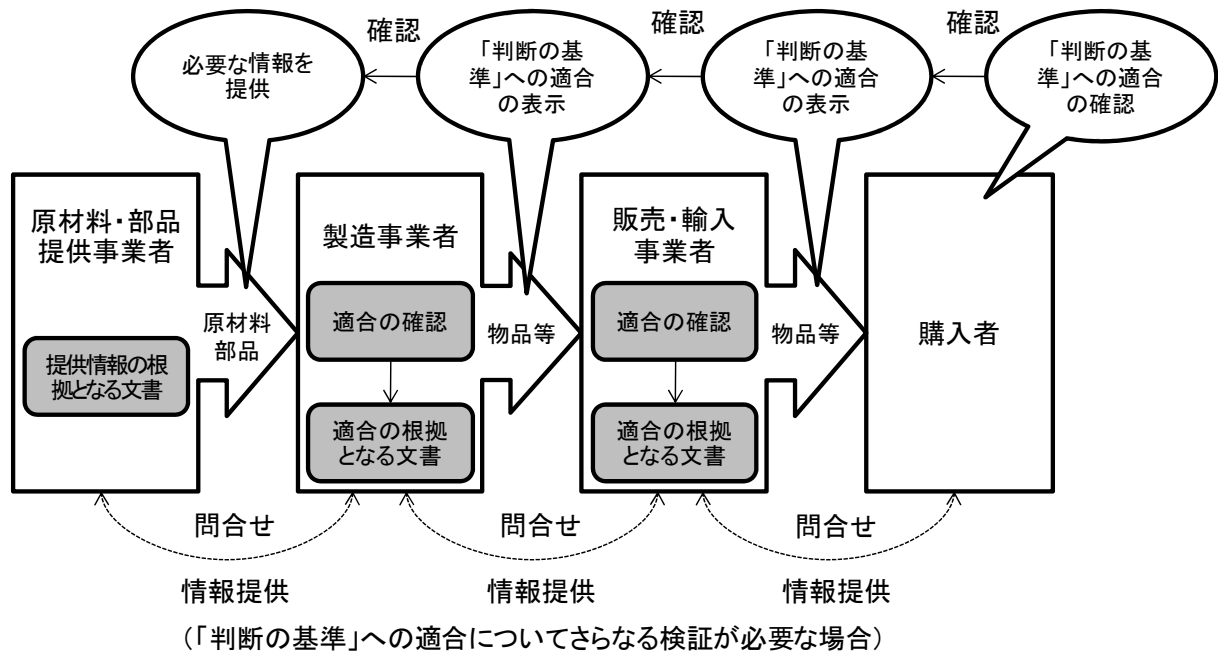


図 13 検証可能性の確保のイメージ

2.1.2. 自主的取組による「判断の基準」への適合の確認

特定調達物品等の製造事業者等による「判断の基準」への適合の確認には、大きく、自主的取組による場合と、第三者機関による認証による場合があります。

「信頼性確保ガイドライン」では、JIS Q 17050 規格を参考に、自主的取組による「判断の基準」への適合の確認に関して、下図の枠組みを規定しています。「判断の基準」への適合は、当該物品等が提供され続ける限り、確保されなければならない、設計・仕様に重大な影響を与える変更または基準そのものの変更等があった場合、再評価を行う必要があります。

また「判断の基準」への適合の表示（製品・カタログ・ウェブサイト等）を行う場合には、「環境表示ガイドライン」に準拠して適切に行う必要があります。

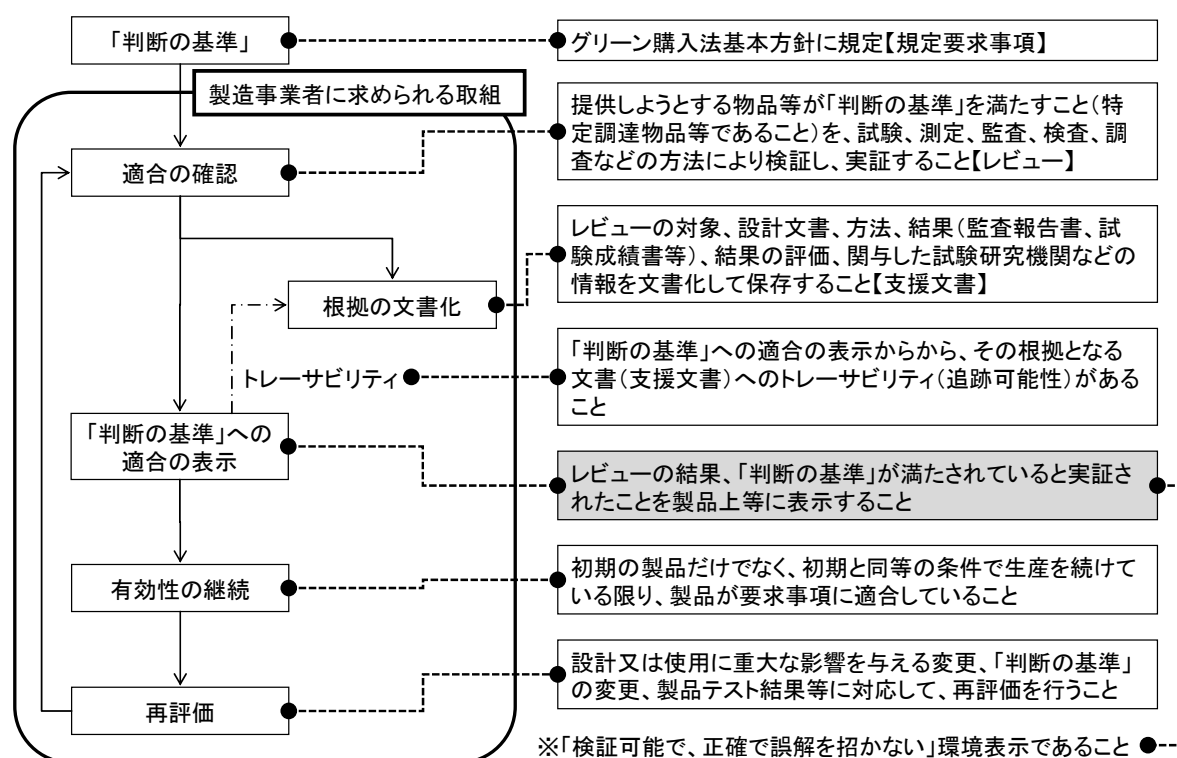


図 14 自主的取組による「判断の基準」への適合の確認の枠組み

なお、グリーン購入法には、特定調達物品等の第三者機関による認証に関する規定はありませんが、「判断の基準」と同等以上の基準等に基づき第三者機関による認証（エコマーク認定等）を受けていることで、当該物品等の「判断の基準」への適合を確認できる場合があります。この取り扱いについては、次項を参照してください。

2.1.3. 第三者機関による認証の取り扱い

特定調達品目の「判断の基準」と同等以上の基準等に基づき、製造事業者等とは関係のない第三者²³機関による認証を受けた物品等（エコマーク認定製品等）については、「判断の基準」への適合の信頼性は、当該第三者機関と製造事業者等の間で確保されているものとみなすことができるため、原則として、前項の規定を適用しないこととします。

ただし、「判断の基準」と同等以上とは、「判断の基準」のすべての項目について、環境負荷低減に関する規定レベルが同一水準以上である場合を指します。「判断の基準」の一部の項目についてのみ、第三者機関による認証によって「判断の基準」への適合が確認されている場合、それ以外の項目については、「信頼性確保ガイドライン」に規定する自主的取組を併用することが必要です。

²³ JIS Q 14024:2000 環境ラベル及び宣言—タイプ I 環境ラベル表示—原則及び手続では、第三者とは、「審議されている問題点に関連する当事者から独立していると認められる個人又は団体」と定義されている（3.7 項）。また、「関連する当事者」とは、「通常、供給者（第一者）及び購入者（第二者）の関係者である」（同項備考）。

2.2. 製造事業者求められる取組

2.2.1. 「判断の基準」への適合の確認と文書化

特定調達品目の「判断の基準」は、環境負荷低減の内容に応じて、いくつかの類型に分けられます²⁴。

「判断の基準」は、複数の項目から構成されることがほとんどなので、一つの特定調達品目が複数の類型に該当する場合もあり、それぞれの類型に適した方法で「判断の基準」への適合の確認を行うことが必要です。また、製造事業者は、「判断の基準」への適合の表示のトレーサビリティを確保できるように、適合の確認の方法、結果等の根拠資料（支援文書）を作成し、一定の期間、保存しておかなければなりません²⁵。

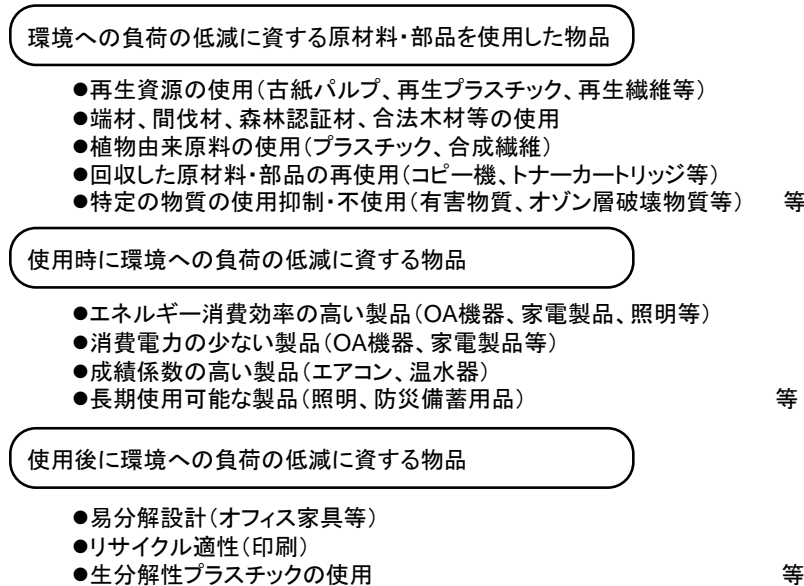


図 15 「判断の基準」の類型と品目

表 4 「判断の基準」の例(オフィス家具等)

特定調達品目の判断の基準	
いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	■共通基準 【主要材料がプラスチックの場合】 ●再生プラスチック10%以上(プラスチック重量比)又は植物を原料とするプラスチック25%以上(同) 【主要材料が木材の場合】 ●間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ●ホルムアルデヒドの放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下 【主要材料が紙の場合】 ●古紙パルプ配合率50%以上 ●バージンパルプの合法性の担保
大部分の材料が金属類(95%以上)の棚・収納用什器	●棚板の機能重量が 0.1 以下 ●単一素材分解可能率が85%以上 ●リデュース、リサイクルに配慮された設計 ※金属製品以外は、共通基準を満たすこと。

²⁴ 「判断の基準」の類型と特定調達品目の対応の詳細については、4.3を参照。

²⁵ JIS Q 14021:2000 環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張(タイプII環境ラベル表示)

6.2.2 項: 評価は、完全に文書化しなければならない。その文書は、製品が市場で売られている期間及びその後製品の寿命を考慮した合理的な期間、…情報公開の目的のため、主張者が保持しなければならない。

特定調達物品等の製造事業者による「判断の基準」への適合の確認と文書化の作業イメージは、下図のとおりです。原材料・調達部門、生産部門、研究開発部門、品質保証部門、監査部門、営業部門、広報宣伝部門等、複数の部門にわたる内部コミュニケーションと情報共有により、「判断の基準」への適合の確認結果とそれに基づく表示内容の整合を図る必要があります。

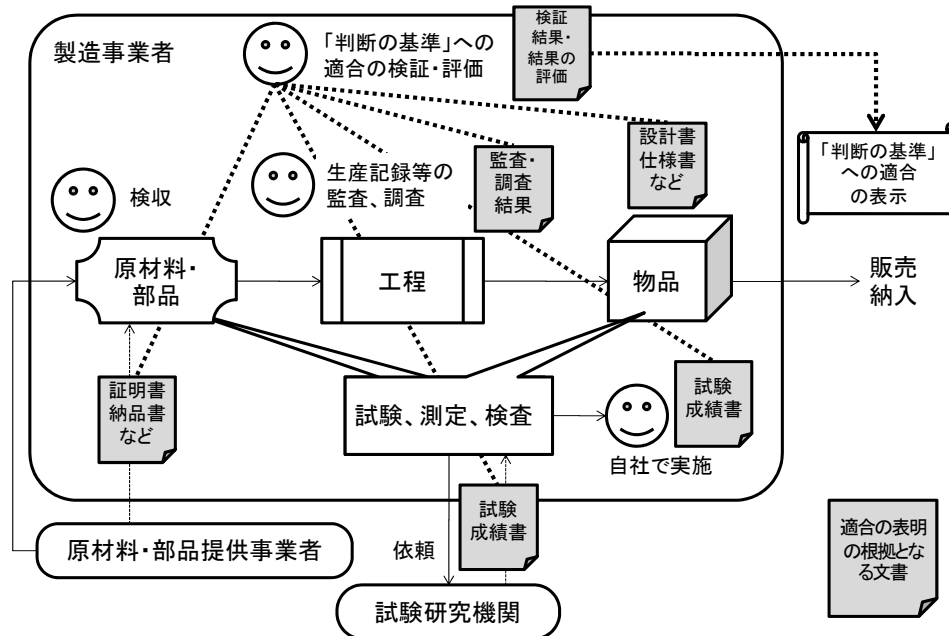


図 16 「判断の基準」への適合の確認と文書化の作業イメージ²⁶

前掲のオフィス家具等の場合、「判断の基準」への適合の確認と文書化は、下図のように行われることになります。

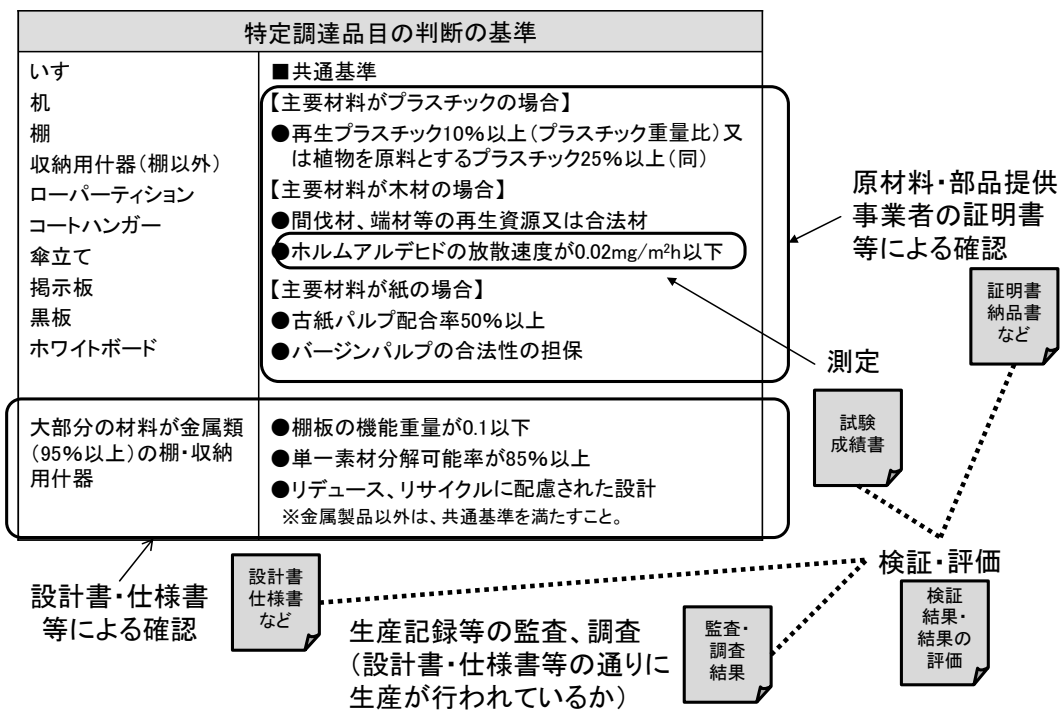


図 17 オフィス家具等の例 (イメージ)

²⁶ 本図は一例です。各事業者が、特定調達品目ごとの特性に応じて本図以外の確認方法や支援文書の適用も含めて検討し、実施してください。

さらに、オフィス家具等のうち、木材を原材料・部品に使用する場合の「判断の基準」では、木材の合法性（森林関係法令上合法的に伐採されたものであること）の確認を求めています（特定調達品目のうち、紙類、文具類、木材を原材料・部品に使用する品目に共通）。木材の合法性を証明するには、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）が参考となります。

同ガイドラインでは、①森林認証²⁷を活用する方法、②業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法、③事業者独自の取組により証明する方法の3通りをあげています²⁸。いずれも森林所有者・管理者から最終的に購入者に至るまでのサプライチェーンを通じて、合法性の証明が連鎖していることを確認するものです。

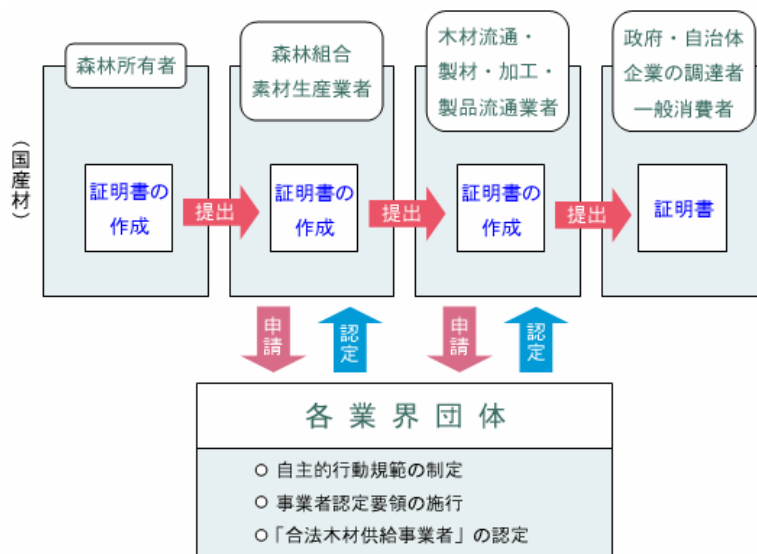


図 18 業界団体の認定を受けた事業者が木材の合法性を証明する方法²⁹

なお、証明書には、納品書を活用する例もあります。

番号2005010001
平成 年 月 日

納品書 (出荷伝票)

〇〇〇〇木材(株) 殿
住所：〇〇市〇〇字〇〇

〇〇〇〇製材所
認定工場番号：〇〇〇〇県木連0001号
氏名：山田 一郎 印
住所：〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話：XXX-YYY-ZZZZ

発地 (出荷場所) 〇〇〇〇製材所 〇〇工場
発地 (納入場所) 〇〇〇〇木 材 〇〇製品市場

樹種	品名	寸法	数量	単材積	材積	単価	金額	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

図 19 納品書を活用した証明書の例³⁰

²⁷ 森林認証：森林の合法性、持続可能性を第三者機関が認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれら木材を選別し購入することができるようにする民間主体の制度

²⁸ 林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」

²⁹ 合法木材ナビ ((社)全国木材組合連合会(違法伐採対策・合法木材普及推進委員会)) ホームページより

³⁰ 同上

以下、「判断の基準」の類型ごとに、「判断の基準」への適合の確認方法の主なものを整理しました（設備、公共工事、役務品目を除く）。

表 5 環境への負荷の低減に資する原材料・部品の使用に係る「判断の基準」への適合の確認方法(1)

類型	原材料・部品の種類	適合の確認項目	確認方法の例
再生資源の使用	古紙パルプ	古紙パルプ配合率	日本製紙連合会「古紙パルプ等配合率検証制度」による証明
	再生プラスチック	再生プラスチックの使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック	ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維	再生 PET 樹脂から得られたポリエステル繊維の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	再生ポリエチレン繊維	再生ポリエチレン繊維の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	ポストコンシューマ材料からなる繊維	ポストコンシューマ材料からなる繊維の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料	当該材料合計の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	未利用繊維、反毛繊維	当該材料合計の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	再生材料 ³¹	当該材料の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
端材、間伐材、森林認証材、合法木材等の使用	森林認証材	原材料が森林認証材であること	森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC 等）による証明
	森林認証材パルプ	森林認証材パルプ使用割合	森林認証制度（FSC、PEFC、SGEC 等）による証明 環境省「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」による証明
	間伐材パルプ	間伐材パルプ使用割合	環境省「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」による証明 林野庁「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」による証明
	持続可能性パルプ ³²	持続可能性パルプ使用割合	原料の調達方針、原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	合法木材 ³³	原材料が合法木材であること	林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」による証明
	再生資源	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
植物由来原料の使用	植物を原料とするプラスチック、合成繊維	環境負荷低減効果が確認されたものであること	製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものであること
		当該プラスチック、合成繊維の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
回収した原材料・部品の再使用	再使用詰物 ³⁴	当該材料の使用重量比	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	リユースに配慮したコピー機等	再生型機または部品リユース型機であること	部品の調達記録、生産記録（生産ライン、組立等）等
	回収部品の使用	回収部品を再使用していること	部品の回収記録、生産記録（部品使用数等）

³¹ チョーク、グラウンド用白線、消火器（消火薬剤）に適用

³² 持続可能性パルプ：持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ

³³ 合法木材：原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること

³⁴ 再使用詰物：使用済ふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物

表 6 環境への負荷の低減に資する原材料・部品の使用に係る「判断の基準」への適合の確認方法(2)

類型	原材料・部品の種類	適合の確認項目	確認方法の例
化学物質等の不使用	オゾン層を破壊する物質の不使用	当該物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	ハイドロフルオロカーボンの不使用	当該物質が使用されていないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
	カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物の不使用 ³⁵	当該物質を処方構成成分として含まないこと	原料の調達記録、生産記録（原料投入・配合等）等
化学物質等の使用抑制	特定の化学物質 ³⁶ の使用抑制	当該物質の含有率が基準値を超えないこと	「JIS C 0950 電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法 附属書 A 特定の化学物質及び含有率算出の考え方」により算出 (必要な場合)「JIS C 0950 附属書 C (参考) 算出対象物質の測定方法」による測定
安全性	材料からのホルムアルデヒドの放散速度	F☆☆☆の基準を満たしたものであること	対応した日本工業規格又は日本農林規格により測定
		JIS A1460 の規定する方法等により測定した数値が規定値以下であること	「JIS A1460 建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法—デンケーター法」により測定
	材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量	遊離ホルムアルデヒドの放出量規定値以下であること	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年 9 月 26 日厚生省令第 34 号）」により測定
	化学安全性 ³⁷	化学安全性が確認されていること	該当物品の判断の基準備考に示される要件を満たしていること

表 7 使用後に環境への負荷の低減に資する物品に係る「判断の基準」への適合の確認方法

類型	効果、の種類	適合の確認項目	確認方法の例
環境配慮設計	リデュース配慮設計	所定の基準にもとづく設計であること	該当物品の判断の基準に示された要件を満たしていること
	リユース配慮設計		
	リサイクル配慮設計	搭載機器・機能が簡素化されていること	該当物品の判断の基準に示された要件を満たしていること
	搭載機器・機能の簡素化		
	リサイクル適性	リサイクル適性	財団法人古紙再生促進センター・社団法人日本印刷産業連合会「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」（2009年3月）
社会システム	回収システム	当該システムがあること	該当物品の判断の基準に示された要件を満たしていること システムフロー、関係事業者リスト、実績（回収量・率、リサイクル量・率、適正処理量・率等）
	マテリアルリサイクルシステム		
	適正処理システム		
	部品保管システム		
生分解性・生物毒性	生分解性・生物毒性 ³⁸	生分解度が基準以上であること	OECD（経済協力開発機構）「化学品テストガイドライン」（301B、301C、301F）、ASTM（アメリカ材料試験協会）（D5864、D6731）による試験
		魚類による急性毒性試験の結果が基準以上であること	「JIS K 0102 工場排水試験方法」、「JIS K 0420-71 シリーズ」、OECD（経済協力開発機構）203（魚類急性毒性試験）による試験

35 トナーカートリッジに適用

36 特定の化学物質：鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル（PBB）、ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）

37 トナーカートリッジ、インクカートリッジに適用

38 2 サイクルエンジン油に適用

表 8 使用時に環境への負荷の低減に資する物品に係る「判断の基準」への適合の確認方法(2)

類型	効果、性能の種類	適合の確認項目	確認方法の例
省エネルギー型の機器	標準消費電力量が小さいこと	標準消費電力量が基準値を上回らないこと	経済産業省「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」により測定
	エネルギー消費効率が大きいこと	エネルギー消費効率が基準値を下回らないこと	省エネ法 ³⁹ にもとづく経済産業省告示（特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等）により測定
	待機電力が小さいこと	低電力モード又はオフモードでの消費電力が基準値を満たすこと	電力測定機による測定等
	成績係数が高いこと ⁴⁰	成績係数が基準値以上であること	期間成績係数（AFP）：「JIS B 8627-1 ガスヒートポンプ冷暖房機－第1部：一般要求事項」により算出 一次エネルギー換算成績係数（COP）：判断の基準備考に示される式により算出
環境負荷低減型の自動車	低燃費かつ低公害車であること	燃費基準値を満たすこと（ガソリン車、LPガス車）	国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」（平成16年1月31日告示）により10・15モード燃費値を測定
		燃費基準値を満たすこと（ディーゼル車）	国土交通省「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」（平成16年1月31日）によりJC08モード燃費値を測定
		排出ガス基準値を満たすこと（ガソリン車、LPガス車）	国土交通省「低排出ガス車認定実施要領」（平成12年3月13日告示）により排出ガスの排出量を測定
		排出ガス基準値を満たすこと（ディーゼル車）	国土交通省「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準を定める告示」（ポスト新長期規制）により排出ガスの排出量を測定
環境配慮型の電池の使用	一次電池	最小平均持続時間が基準値を下回らないこと	「JIS C 8515 一次電池個別製品仕様に規定する放電試験条件」により測定
		一定年数以上使用できること	「JIS B 7026 時計－電池寿命の表示」による電池寿命
	太陽電池からの電力供給	使用電力に対する太陽電池からの供給割合	設計書、電力測定機による測定等
	太陽電池・小型充電式電池（二次電池）の使用	太陽電池及び小型充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動すること	設計書、動作確認等
長期使用可能な製品	賞味期限	賞味期限が一定年数以上であること	厚生労働省・農林水産省「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成17年2月）







³⁹ 省エネ法：エネルギーの使用の合理化に関する法律

⁴⁰ ガスヒートポンプ式冷暖房機に適用

● 既存環境ラベルとの対応

「判断の基準」への適合に関して参考となる既存の環境ラベルを表9に示します。これらの環境ラベルの基準が、必ずしも「判断の基準」と同等以上の基準であるとは限らないため、調達にあたってこれらの環境ラベルを参考にする場合には、「判断の基準」との対応関係を環境省「グリーン購入の調達者の手引き」（平成23年2月）で確認する必要があります。

表9 既存環境ラベルと特定調達品目の対応⁴¹

既存環境ラベル制度名（運営主体）	ラベル	特定調達品目の分野
エコマーク （財団法人日本環境協会）		紙類、文具類、OA機器、2サイクルエンジン油、消火器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、節水機器、防災備蓄用品、印刷
グリーンマーク （社団法人日本オフィス家具協会）		オフィス家具等
省エネラベリング制度 （経済産業省（財団法人省エネルギーセンター））		OA機器、家電製品、ストーブ、温水器等、照明
国際エネルギースタープログラム （経済産業省（財団法人省エネルギーセンター））		OA機器
モバイル・リサイクル・ネットワーク （社団法人電気通信事業者協会）		携帯電話
省エネ統一ラベル （経済産業省（財団法人省エネルギーセンター））		家電製品、エアコン
自動車の燃費性能の評価及び公表 （国土交通省） 低排出ガス車認定 （国土交通省）		自動車等
低燃費タイヤ統一マーク （社団法人日本自動車タイヤ協会）		乗用車用タイヤ
エコ・ユニフォーム・マーク （日本被服工業組合連合会）		制服・作業服
PETボトルリサイクル推奨マーク （PETボトルリサイクル推進協議会）		制服・作業服、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品、防災備蓄用品
フレームマーク （全日本ベッド工業会）		ベッドフレーム
エコラベル （日本ウィンドウフィルム工業会）		日射調整フィルム
グリーンプリンティング認定制度 （社団法人日本印刷産業連合会） 植物油インキマーク （印刷インキ工業組合）		印刷

⁴¹ 環境省「グリーン購入の調達者の手引き」（平成23年2月）より作成。本手引きは、環境省グリーン購入法ホームページ内（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryoku.html>）より入手可能。

2.2.2. 「判断の基準」への適合の表示

製造事業者が「判断の基準」への適合の確認を実施した結果、適合が確認された物品等については、特定調達物品等であることを明示する等、「判断の基準」への適合の表示を行います。

「判断の基準」への適合の表示を行う場合には、製品そのものへの表示のほか、適合宣言書、カタログ、送付状、取扱説明書、ウェブサイト等の手法・媒体があります⁴²。

● 適合宣言書による「判断の基準」への適合の表示の例

JIS Q 17050-1:2005 適合性評価-供給者適合宣言-第1部では、ある基準に適合している製品等について、適合の保証を与えるとともに、適合及び宣言の責任者を明確にするための文書（供給者適合宣言書）の様式例を定めています。この供給者適合宣言書を活用して特定調達物品等であることを明示することもできます。

なお、JIS Q 17050 規格に基づく適合宣言書を発行することは、より厳密で高度な要求事項を満たす必要があるため⁴³、「判断の基準」への適合の表示の信頼性は、より高くなると考えられます。

特定調達品目の判断の基準への適合宣言書	
番号：	〇〇-〇〇〇 ※宣言を識別するための固有番号を記載
発行年月日：	〇〇年〇〇月〇〇日
発行者の名称：	株式会社〇〇〇〇〇
発行者の住所：	〇〇県〇〇市〇〇〇
代表者の役職・氏名：	代表取締役社長 〇〇 〇〇
代表者の署名：	〇〇 〇〇
特定調達品目の種類：	〇〇〇〇 ※適合する特定調達品目の種類（基本方針に記載）
宣言の対象：	商品番号〇〇-〇〇〇〇〇 ※判断の基準に適合する特定調達物品等の名称、型式等を記載
参考情報：	JIS〇〇〇による〇〇〇〇の測定（〇〇〇〇への依頼試験による） 原料供給業者による〇〇〇〇の証明書 ※適合を確認するために用いた手法、試験実施機関等
問合せ先：	〇〇〇部〇〇〇係 電話：〇〇〇〇、FAX：〇〇〇〇、E-mail：〇〇@〇〇 ※担当部署、担当者、電話番号・FAX番号・E-mail等の必要情報を記載

図 20 供給者適合宣言による宣言例⁴⁴

⁴² 製品そのものへの表示と、それ以外の手法による表示を併用する場合には、両者の間の整合性とトレーサビリティを確保することが必要です。

⁴³ 4.5 項参照。

⁴⁴ 参考：JIS Q 17050-1:2005 適合性評価-供給者適合宣言-第1部：一般要求事項 附属書 A

● コピー用紙の総合評価値の表示の例

特定調達品目「コピー用紙」の「判断の基準」では、原料（パルプ）の組成を基本項目、白色度及び坪量を加点項目として計算する総合評価値が 80 以上であること、総合評価値とその内訳が表示⁴⁵されていることを求めています（バージンパルプが使用される場合、合法性の確認も必要です）。

■判断の基準

1. 総合評価値が 80 以上であること。
2. バージンパルプが原料の場合は、原料となる原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。
3. 製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。

■配慮事項

- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。
- 原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 (x_1) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 (x_2) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. 間伐材パルプ利用割合 (x_3) : 森林吸収源、資源有効利用
4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ (x_4) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)

【加点項目】

5. 白色度：市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
6. 坪量：省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

指標内容と総合評価値の計算式<コピー用紙>

目 標 指	評価式	指標値範囲	重み付け	評価値範囲
基本項目 古紙パルプ配合率 (%) x_1	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
基本項目 森林認証材パルプ利用割合 (%) x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
基本項目 間伐材パルプ利用割合 (%) x_3			1	
基本項目 その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%) x_4	$y_3 = 0.5 \cdot x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加点項目 白色度 (%) x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	-	$0 \leq y_4 \leq 15$
加点項目 坪量 (g/m ²) x_6	$y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	-	$0 \leq y_5 \leq 15$

■コピー用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

表示例

総合評価値 83

総合評価値の内訳

- ・古紙パルプ配合率 : 80% 60
- ・その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 : 20% 10
- ・白色度 : 62% 13

【参照先】 <http://www.xxx-paper.co.jp/hyouka>

図 21 コピー用紙の判断の基準と総合評価指標の表示

⁴⁵ 「判断の基準」では、製品への記載（製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること）を求めています。

● 日射調整フィルムの表示の例

特定調達品目「日射調整フィルム」の「判断の基準」では、日射調整性能について基準を満たすとともに、各項目の情報開示を求めています。

販売・輸入事業者、購入者では、下表のような情報開示により、日射調整フィルムの「判断の基準」への適合状況を容易に確認することができます。

表 10 日射調整フィルムの「判断の基準」

日射調整フィルム	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 遮蔽係数は 0.7 未満であること。</p> <p>イ. 可視光線透過率は 10% 以上であること。</p> <p>ウ. 熱貫流率 $5.9\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 未満であること。</p> <p>② 日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>③ 貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>④ 上記①から③について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑤ フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p>
----------	--

表 11 製造事業者による日射調整フィルムの情報開示のイメージ

	光学特性※			耐候性試験後光学特性※		
	遮へい係数	可視光線透過率 (%)	熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$)	遮へい係数	可視光線透過率 (%)	熱貫流率 ($\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$)
製品 A	0.**	** %	.*	0.**	** %	.*
製品 B	0.**	** %	.*	0.**	** %	.*
製品 C	0.**	** %	.*	0.**	** %	.*
...						

※光学特性の数値は JIS A 5759 の方法による (3mm 厚フロートガラスにフィルムを貼付した場合)

● 印刷物のリサイクル適性の表示の例

特定調達品目「印刷」の「判断の基準」では、印刷物のリサイクル適性について、下図のような、個々の印刷資材のリサイクル適性と印刷物全体のリサイクル適性に関する「資材確認票」を根拠として表示することを求めています。

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

印刷資材	使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇
	表紙	○	A	コート紙	〇〇製紙/〇〇
	見返し	○	A	上質紙	〇〇製紙/〇〇
	カバー	—	—		
インキ類		○	A	平版インキ	〇〇インキ/〇〇
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	〇〇化学/〇〇
	表面加工	○	A	OPニス	〇〇化学/〇〇
	その他加工	—	—		
その他					

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみ使用	表紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

適合の確認結果

備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

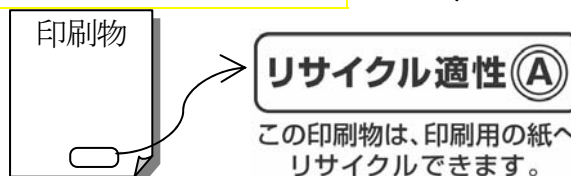


図 22 資材確認票によるリサイクル適性の確認と表示の例⁴⁶

⁴⁶ 資材確認票は基本方針に記載の例。リサイクル適性表示は財団法人古紙再生促進センター・社団法人日本印刷産業連合会「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」(平成21年3月)より。

2.2.3. 問合せへの対応

製造事業者が「判断の基準」への適合の表示を適切に行うことにより、購入者等が、自ら購入した（あるいは購入しようとする）特定調達物品等の「判断の基準」への適合を確認できるようになります。

さらに、購入者等が「判断の基準」への適合の表示の確認に加えて、その根拠を検証しようとする場合に備え、購入者等の求めに応じて、「適合の表明」の根拠となる文書（支援文書）に基づき、必要な範囲で適切に情報提供を行う用意をしておく必要があります。

ここで、購入者等としては、グリーン購入法に基づいて特定調達物品等の調達を行う国等の購入者に加え、特定調達物品等の販売・輸入事業者、特定調達物品等に関する情報提供を行う認証者・情報提供者、一般消費者等が想定されます。

製造事業者が、適切な「判断の基準」への適合の表示に加えて、支援文書に基づき、その根拠を積極的に開示することによって、さらなる特定調達物品等の表示の信頼性確保・向上が可能となります。

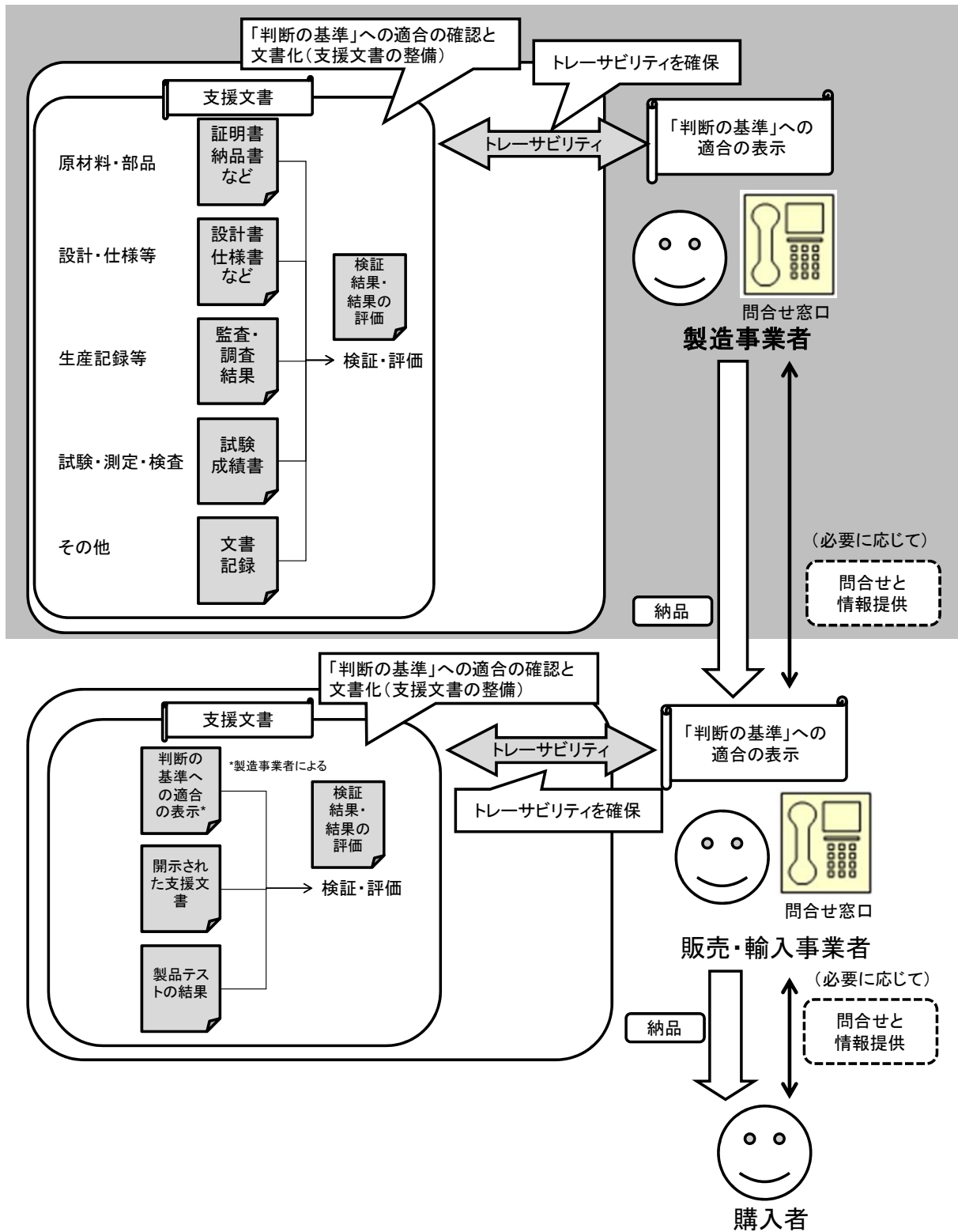


図 23 購入者等による問合せへの対応のイメージ⁴⁷

⁴⁷購入者以外にも、特定調達物品等に関する情報提供を行う認証者・情報提供者、一般消費者等も問合せの主体となる。

● 景品表示法⁴⁸との関係

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）では、商品、役務（サービス）の取引に関して行われる不当表示を規制しています。景品表示法における「表示」は、①顧客を誘引するための手段として、②事業者が自己の供給する商品又は役務（サービス）の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う、③広告その他の表示であって、内閣総理大臣が指定するものをいう、と定義されています（具体的には、商品、容器、包装、チラシ、パンフレット、説明書面、ポスター、新聞紙、雑誌、インターネット等による広告その他の表示）。また、ここでいう事業者とは、「商業、工業、金融業その他の事業を行う者」（景品表示法第2条第1項）とされています。

特定調達物品等に関して、「判断の基準」への適合の表示、製品等への表示が不適切に行われている場合は、同法第4条第1項が禁止する優良誤認表示⁴⁹（同項第1号）に該当するおそれがある点に注意する必要があります。これまでに、優良誤認表示の禁止に係る環境表示の違反事例として、コピー用紙の古紙パルプ配合率表示⁵⁰、冷蔵庫断熱材へのリサイクル素材の使用等の表示⁵¹の例があります。

したがって、特定調達物品等の製造事業者及び販売・輸入事業者が行う「判断の基準」への適合の表示が、一般消費者の目に触れる可能性がある場合には、それを裏付ける合理的な根拠をあらかじめ有している必要があります。

「不実証広告ガイドライン」⁵²では、事業者から提出された資料（提出資料）が、表示の裏付けになる合理的な根拠を示すものであると認められるための要件として、以下の2点を挙げています（詳細は4.6参照）。

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものであること（試験・調査によって得られた結果、または専門家・専門家団体・専門機関の見解若しくは、学術文献）
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

本項でいう支援文書、トレーサビリティは、それぞれ上記①②に対応するものです。製造事業者等による支援文書の作成・保存に当たっては、ISO17050規格とともに、「不実証広告ガイドライン」における「合理的な根拠」の要件を参考にすることが考えられます。

⁴⁸ 景品表示法に基づく表示規制の対象となる事業者の考え方、事例の詳細については、消費者庁ホームページを参照（<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/hyoujiqa.html>）。

⁴⁹ 「優良誤認表示」：事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、その品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、①実際のものよりも著しく優良であると示すもの、又は②事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すものであって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示。

⁵⁰ 製紙会社8社に対する平成20年4月25日排除命令（平成20年（排）第28～35号）

⁵¹ 冷蔵庫メーカーに対する平成21年4月20日排除命令（平成21年（排）第24号）

⁵² 不実証広告ガイドライン：正式名称は、「不当景不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―」（2003年10月28日公正取引委員会）

2.3. 販売・輸入事業者に求められる取組

2.3.1. 「判断の基準」への適合の確認と表示

特定調達物品等は、製造事業者から直接、または販売・輸入事業者を経て国等の購入者に納入されます。

特定調達物品等の販売・輸入事業者では、自らが取り扱う物品等が「判断の基準」に適合することを確認しなければなりません。

その確認の方法としては、①製造事業者が行う「判断の基準」への適合の表示の確認、②製造事業者による「判断の基準」への適合の表示の根拠の検証（ヒアリング調査、現地視察、支援文書の確認等）、③製品テスト等による「判断の基準」への適合の検証等が考えられます。

製造事業者による「判断の基準」への適合の確認が適切に行われていることを前提とすれば、通常は、「判断の基準」への適合の表示を確認することで目的は達せられますが、必要に応じて、②③のような対応をとることも考えられます。また、どのような方法を採用する場合でも、確認した結果を文書化して保存しておくことが必要です⁵³。

販売・輸入事業者が、自らが取り扱う物品等が「判断の基準」に適合することを、カタログ、ウェブサイト等に表示する場合は、「環境表示ガイドライン」に準拠して、「正確で、誤解を招かない」ように十分に注意する必要があります（製造事業者が自らこのような表示を行う場合も同様です）。

また、「判断の基準」への適合の表示について購入者からの問合せがあった場合は、自らの「判断の基準」への適合の確認の状況について説明するとともに、必要に応じて、製造事業者に照会した結果を購入者に情報提供する等の対応が求められます（“2.2.3 問合せへの対応”参照）。

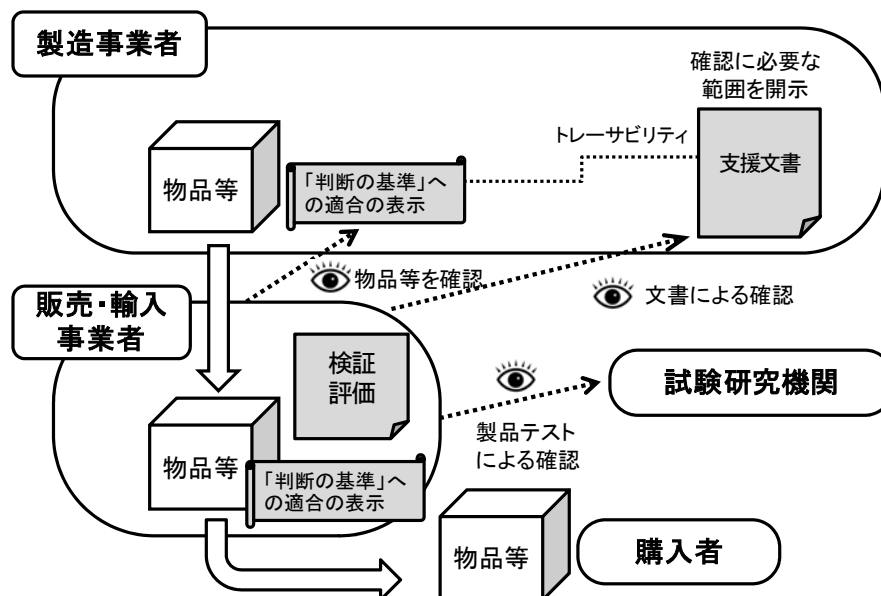


図 24 販売・輸入事業者に求められる取組のイメージ⁵⁴

⁵³ 「不当景品類及び不当表示防止法第 4 条第 2 項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—」（不実証広告ガイドライン）（2003 年 10 月 28 日公正取引委員会）では、「販売業者が自ら実証試験・調査等を行うことが常に求められるものではなく、製造業者等が行った実証試験・調査等に係るデータ等が存在するかどうか及びその試験方法・結果の客観性等の確認を販売業者が自ら行ったことを示す書面等を当該表示の裏付けとなる根拠」とすることも可能としています。

⁵⁴ 「判断の基準」に適合することを確認する際に用いる手法は、品目ごとの特性等に応じて事業者が判断します。

2.3.2. 製品テストによる検証

「判断の基準」の中には、紙の白色度（JIS P 8148）、材料からのホルムアルデヒドの放散速度（JIS A 1460）のように、JIS 等の既存の公的試験規格に基づいて検証可能な項目もあります。

これらについては、購入者等が調達しようとする（調達した）物品等の「判断の基準」への適合を自ら確認するため、製品テストによる検証を行うことができます。

なお、4.7 及び 4.8 で解説する古紙配合品及び再生プラスチック配合品の調査手法は、製品中の古紙パルプ、再生プラスチックの配合状況に関する詳細な確認の必要性を判断する上でのスクリーニングを行う手段として活用することができます。

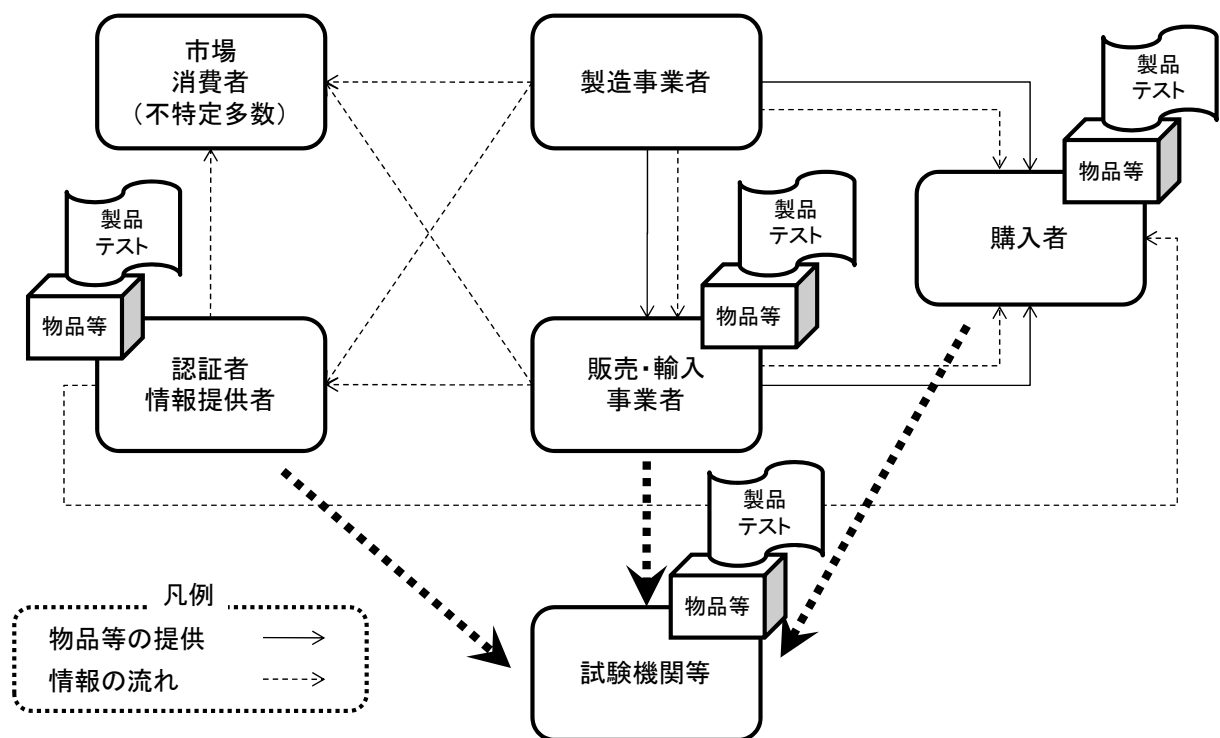


図 25 製品テストによる「判断の基準」への適合の検証のイメージ

2.4. 原材料・部品提供事業者求められる取組

特定調達品目のうち、「環境への負荷の低減に資する原材料・部品を使用した物品」としては、以下のものがあげられます。

- 環境への負荷の低減に資する原材料・部品を使用した物品
 - 再生資源の使用（古紙パルプ、再生プラスチック、再生繊維等）
 - 端材、間伐材、森林認証材、合法木材等の使用
 - 植物由来原料の使用（プラスチック、合成繊維）
 - 回収した原材料・部品の再使用（コピー機、トナーカートリッジ等）
 - 特定の物質の使用抑制・不使用（有害物質、オゾン層破壊物質等）

等

これらの品目の場合、製造事業者による「判断の基準」への適合の確認は、製造事業者が自ら原材料・部品を製造している場合を除き、原材料・部品提供事業者から情報を入手して行うことが一般的です。

このため、原材料・部品提供事業者は、製造事業者が適合を確認しようとする品目の「判断の基準」に応じて、必要な情報を提供する等の協力を行う必要があります。

なお、ある特定調達物品等を原材料・部品として使用することが、特定調達品目の「判断の基準」となっている場合（例えば、文具に使用される紙等）は、原材料・部品の製造事業者の「判断の基準」への適合の表示が、確認手段の一つとなります。

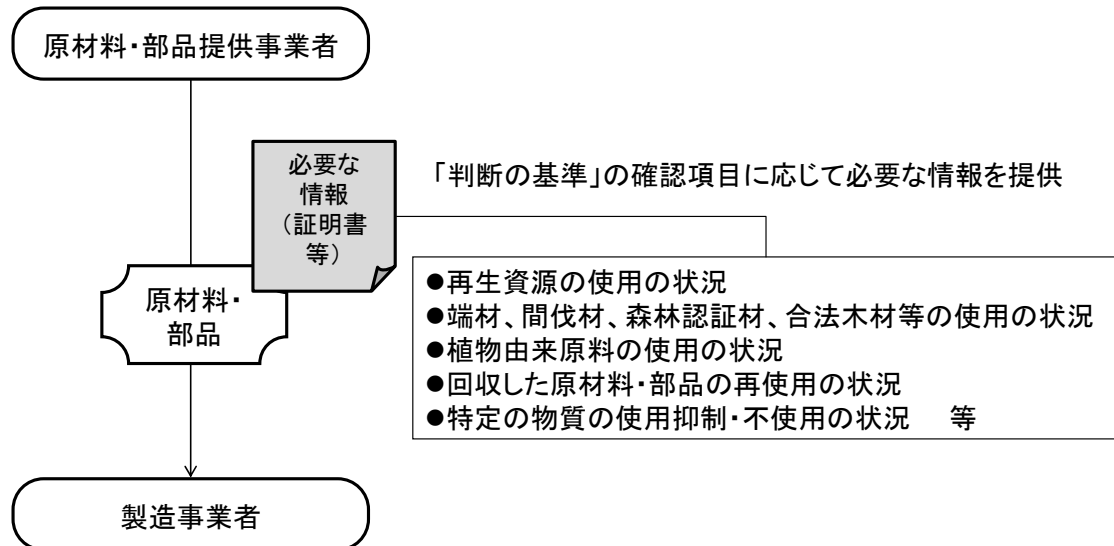


図 26 原材料・部品提供事業者求められる取組

3. 関係者の対応

3.1. 購入者の対応

グリーン購入法第3条第1項において、国等は、「環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない」とされています。

国等の購入者がグリーン購入法に基づいて特定調達物品等の調達を行う際には、購入者自らが購入しようとする特定調達品目の「判断の基準」の内容を理解した上で、当該基準への適合を要件とすることを入札説明書、仕様書、契約書等に明示する必要があります。また、実際に提供される特定調達物品等が「判断の基準」に適合することについて、製品上の表示、適合宣言書、納品書への記載等を活用して確認し、検収することが必要です。なお、確認にあたっては、“2.2.2「判断の基準」への適合の表示”が参考になります。

また、製造事業者等による「判断の基準」への適合の確認が適切に行われていれば、適合宣言書、製品等への表示を確認することで上記の検収の目的は達せられますが、「判断の基準」への適合が十分に確認できないことが明らかになった場合等、必要に応じて、製造事業者等による「判断の基準」への適合の表示の根拠の検証（ヒアリング調査、現地視察、支援文書の確認等）、製品テスト等による「判断の基準」への適合の検証等を行うことも考えられます。このため、各調達機関においては、具体的な対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいと考えられます。

なお、事前にどのような物品等が特定調達物品等であるかを知りたい場合には、以下の情報源を活用することができます。

- 製造事業者等のカタログ、ホームページ等
- 環境省グリーン購入法ホームページ⁵⁵掲載情報
 - 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」
 - 「グリーン購入の調達者の手引き」
 - 「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」
 - 「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」
 - 「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」（社団法人日本印刷産業連合会）
 - 「グリーン購入法（文具類）の手引」（社団法人全日本文具協会）
 - 「グリーン購入法の手引（オフィス家具等）」（社団法人日本オフィス家具協会）

⁵⁵ グリーン購入法.net : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

3.2. 認証者⁵⁶・情報提供者⁵⁷の対応

グリーン購入法第13条において、認証者・情報提供者は、「科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする」とされています。

認証者・情報提供者の提供する情報は、購入者、販売・輸入事業者、さらには一般消費者がグリーン購入を行う上での判断材料として広く活用されるため、その影響は広範囲に及ぶと考えられます。

このことから、認証者・情報提供者は、自らの責任において情報提供に当たっての「判断の基準」への適合の確認を適切に行うことはもちろん、その確認手段、確認の結果、提供する情報の内容に過誤があった場合の責任の所在、対処等を明確化するよう努める必要があります。

特に、特定調達品目の「判断の基準」と同等以上の規格に基づき、製造事業者等とは関係のない第三者機関が認証を行う場合には、「判断の基準」への適合の信頼性は、当該第三者機関と製造事業者等との間で確保されているものとみなされるため、JIS Q 0065 規格⁵⁸に準拠した組織・運営、JIS Q 14024 規格⁵⁹に準拠した環境ラベル制度の運営、環境ラベルの保護により、認証及び表示の信頼性確保に努める必要があります。

⁵⁶ 認証者：他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認証を行うこと等により環境物品等に関する情報の提供を行う者。

⁵⁷ 情報提供者：他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者。

⁵⁸ JIS Q 0065:1997 製品認証機関に対する一般要求事項規格

⁵⁹ JIS Q 14024:2000 環境ラベル及び宣言タイプ I 環境ラベル表示—原則及び手続き